

第Ⅴ章 アンケートによる自治体の地震防災施策の現状調査

1. アンケート調査の実施

第Ⅱ章～第Ⅳ章では、自治体で実施されている地震防災施策の種類やその実施状況に関する既存調査などの調査を行った。その結果、本研究で対象としている「住宅・家財の地震被害軽減につながる自治体の防災施策」について実施状況を調査・公開している事例はあまりなく、対象としている防災施策の種類も非常に限られていることが分かった。また、防災施策の地震被害軽減への効果を見るために重要な施策の実施実績やその内容、住民への広報方法、施策の利用対象範囲などの情報が調査されているものはほとんどなかった。

そこで本研究では、自治体における地震防災施策の実施実態を把握するため、全国の自治体を対象にアンケート調査を実施することとした。

2. 調査の概要

2-1. 調査の目的

全国の自治体を対象にアンケート調査を実施し、地震防災施策の実施状況、施策内容、実施実績、住民への広報方法、施策の利用対象範囲などを調査する。

2-2. 調査対象施策

第Ⅱ章～第Ⅳ章で調査・整理した自治体の地震防災施策のうち、住宅・家財の地震被害軽減につながる施策や住民の地震リスク意識の向上につながる施策、自治体が防災施策を立案・推進していく上で基本となる施策を調査対象とした。

2-3. 調査の実施概要

都道府県および市・東京23区の防災担当部署を対象にアンケートを実施した。実施概要を表Ⅴ-1に示す。なお、調査にあたっては、都道府県、政令指定市、県庁所在市および東京23区を重点自治体と位置づけ、アンケート返信率を高めるために回答担当者の事前調査や返信の督促を行った。

2-4. 返信状況

アンケートを送付した748自治体のうち454自治体（61%）から回答を得ることができた。特に、重点自治体と位置付けた都道府県、政令指定市、県庁所在市および東京23区については9割以上の回答を得ることができた。返信状況を表Ⅴ-2に示す。

表V-1 アンケートの実施概要

対象自治体	都道府県，市・東京23区(計748自治体) (重点自治体)：118自治体 都道府県：47自治体 政令指定市：13自治体 県庁所在市※：35自治体 東京23区：23自治体 (その他の市)：630自治体
実施期間	平成15年10月21日～平成15年10月31日 (ただし，返信期限を過ぎてから返信されたものも集計に含めた)
調査方法	発送：郵送 返信：郵送，FAX (回答者が任意に選択)
回答方法	選択式および記述式
返信の督促	未返信の重点自治体に対し電話により実施

※ 県庁所在市は政令指定市と重複する11自治体を除外して集計

表V-2 アンケートの返信状況

自治体種別		送付自治体数	返信自治体数	返信率
合計		748	454	61%
都道府県		47	46	98%
市・東京23区		701	408	58%
重点自治体	都道府県	47	46	98%
	政令指定市	13	13	100%
	県庁所在市	35	30	86%
	東京23区	23	18	78%
	小計	118	107	91%
その他の市		630	347	55%

※ 県庁所在市は政令指定市と重複する11自治体を除外して集計

表V-3 アンケートの返信状況（都道府県別）

	都道府県	市・東京23区		
		発 送	返信あり	返信率
北海道	○	34	20	59%
青 森	○	8	6	75%
岩 手	○	13	9	69%
宮 城	○	10	6	60%
秋 田	○	9	6	67%
山 形	○	13	7	54%
福 島	○	10	4	40%
茨 城	○	22	13	59%
栃 木	○	12	7	58%
群 馬	○	11	5	45%
埼 玉	○	41	24	59%
千 葉	○	33	21	64%
東 京	○	49	28	57%
神奈川	○	19	12	63%
新 潟	○	20	13	65%
富 山	○	9	4	44%
石 川	○	8	4	50%
福 井	○	7	4	57%
山 梨	○	8	2	25%
長 野	○	17	10	59%
岐 阜	○	16	11	69%
静 岡	○	20	10	50%
愛 知	○	32	23	72%
三 重	○	13	11	85%
滋 賀	○	8	4	50%
京 都	○	12	6	50%
大 阪	○	33	21	64%
兵 庫	○	22	17	77%
奈 良	○	10	3	30%
和歌山	○	7	4	57%
鳥 取	○	4	2	50%
島 根	○	8	2	25%
岡 山	○	10	8	80%
広 島	○	13	5	38%
山 口	○	13	5	38%
徳 島	○	4	3	75%
香 川	○	7	4	57%
愛 媛	○	12	7	58%
高 知	○	9	8	89%
福 岡	○	24	11	46%
佐 賀	○	7	3	43%
長 崎	○	8	6	75%
熊 本	○	11	5	45%
大 分	×	11	5	45%
宮 崎	○	9	5	56%
鹿 児 島	○	14	11	79%
沖 縄	○	11	3	27%
全国計	46	701	408	58%

3. 調査票の作成

3-1. 調査施策の選定

第Ⅱ章，第Ⅲ章で調査・整理した自治体の地震防災施策について，住宅・家財の地震被害軽減につながる施策や住民の地震リスク意識の向上につながる施策，自治体が防災施策を立案・推進していく上で基本となる施策を抽出し，設問として選定した．選定にあたっては施策の種類により，

- ① 住宅・家財の地震損壊に対する施策
- ② 住宅・家財の地震火災に対する施策
- ③ 住民意識向上のための施策
- ④ 自治体内部の取り組み

の4グループに整理し，設問数のバランス等を考慮した．

3-2. 調査票の作成

アンケート調査票では，まず基本設問として防災施策実施の有無について質問し，特に住民の取り組みが必要となる施策については追加設問として，施策の内容，住民への広報方法，施策の利用対象(制限)範囲，施策の目標値・実績値等を質問した．

基本設問の項目と内容を表V-4に，調査票の設問構成を表V-5示す．

また，できるだけ多くの自治体から返信を得るため回答方法はできる限り選択式とし，施策の目標値・実績値および利用対象(制限)範囲の内容のみ記述式とした．

作成した調査票は巻末に付録として掲載している．

表V-4 調査する防災施策の種類と基本設問の内容

施策の種類	基本設問の内容
【①住宅・家財の地震損壊に対する施策】	
耐震診断の援助制度	個人住宅の耐震診断を援助する制度(費用の助成など)を実施しているか
耐震改修(補強)工事の援助制度	個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施しているか
家具類転倒防止対策の実施促進広報	個人住宅における家具類の転倒防止対策(家具類の固定方法・配置方法の解説、転倒防止器具の紹介など)について、住民に広報しているか
家具類転倒防止対策の援助制度	個人住宅における家具類の転倒防止対策を援助する制度を実施しているか
ブロック塀の転倒防止の援助制度	個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策(ブロック塀の改善・改築など)を援助する制度(費用の助成など)を実施しているか
地盤や家屋基礎の強化工事の援助制度	液状化の危険性が高い軟弱地盤地域について、個人住宅の基礎強化工事や地盤強化工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
宅地のがけくずれ防止工事の援助制度	宅地のがけくずれ防止工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
土砂災害危険箇所の住宅移転の援助制度	土砂災害のおそれのある区域にある住宅の移転に対する援助を実施しているか
【②住宅・家財の地震火災に対する施策】	
消火器設置の促進広報	一般家庭での消火器の設置を呼びかける住民への広報を実施しているか
消火器設置の援助制度	一般家庭での消火器の設置に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
市街地の延焼危険軽減施策	市街地の延焼危険の軽減につながる以下の施策を実施しているか
建物の不燃化	市街地の建物の不燃化(木造密集地域の解消、耐火建築物への建替促進など)
空地の確保	市街地での空地の確保(細い街路の拡幅、公園の整備など)
延焼遮断帯の整備	市街地の延焼遮断帯の整備(幹線道路の整備、沿道の不燃化など)
消防活動が困難な地域の解消	消防活動が困難な地域の解消(狭い道路の解消)
消防力の強化	消防力の強化(消防車両の増強など)
消防水利の整備	消防水利の整備((耐震性)防火水槽の整備、水道の耐震化、プールの活用など)
自主防災組織のポンプの整備	自主防災組織への可搬消防ポンプの整備
【③住民意識向上のための施策】	
住民参加型の防災訓練	住民参加型の地震防災訓練を実施しているか
地震防災の社会教育活動	地震防災についての社会教育活動(住民説明会、講習会など)を実施しているか
地震防災の住民意識調査	地震防災に関する住民意識調査を実施しているか
学校向けの地震防災教育教材作成	地震防災についての学校用学習教材を作成しているか
自主防災組織への加入促進広報	自主防災組織への参加を呼びかける住民への広報を実施しているか
自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動を支援する施策を実施しているか
【④自治体内部の取り組み】	
地域防災計画への震災対策の記載	地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載しているか
地震被害想定調査	地震被害想定調査を実施しているか
地震危険区域の分布調査	地震により被害を受ける危険性の高い区域(住宅)の調査を行っているか
軟弱地盤区域	地震による液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の調査
土砂災害危険区域	地震による土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の調査
ブロック塀転倒危険区域	地震によるブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の調査
防災マップ、ハザードマップの作成	地震災害の防災マップ・ハザードマップを作成しているか

表V-5 アンケート調査票の設問構成

	基本設問	追加設問				
	施策実施の有無	施策の内容	住民への広報方法	利用件数の目標設定の有無	利用件数の目標値・実績値	その他(利用の制限等)
【①住宅・家財の地震損壊に対する施策】						
耐震診断	○	費用補助内容 専門家派遣 診断方法	○	○	○	利用の制限 耐震改修への反映 診断結果の把握
耐震改修(補強)工事	○	費用補助内容	○	○	○	事前耐震診断の要否 利用の制限
家具類転倒防止対策の実施促進広報	○	—	—	—	—	—
家具類転倒防止対策の援助	○	費用補助内容	○	○	○	—
ブロック塀の転倒防止	○	費用補助内容	○	○	○	—
地盤や家屋基礎の強化工事	○	費用補助内容	○	○	○	—
がけくずれ防止工事	○	費用補助内容	○	○	○	—
土砂災害危険箇所の住宅移転	○	費用補助内容	○	○	○	—
【②住宅・家財の地震火災に対する施策】						
消火器設置の促進広報	○	—	—	—	—	—
消火器設置の援助	○	費用補助内容	○	○	○	—
市街地の 延焼危険 の軽減	建物の不燃化	○	—	—	—	—
	空地の確保	○	—	—	—	—
	延焼遮断帯の整備	○	—	—	—	—
	消防活動が困難な地域 の解消	○	—	—	—	—
	消防力の強化	○	—	—	—	—
	消防水利の整備	○	—	—	—	—
	自主防災組織のポンプ の整備	○	—	—	—	—
【③住民意識向上のための施策】						
住民参加型の防災訓練	○	—	—	—	—	—
地震防災の社会教育活動	○	—	—	—	—	—
地震防災の住民意識調査	○	—	—	—	—	—
学校向けの地震防災教育教材	○	—	—	—	—	—
自主防災組織への加入促進広報	○	—	—	—	—	—
自主防災組織の活動支援	○	費用補助内容	○	○	○	地域防災計画への掲載
【④自治体内部の取り組み】						
地域防災計画(地震対策編)	○	—	HPへの掲載	—	—	—
地震被害想定調査	○	予測の内容 収容物の被害 予測	HPへの掲載	—	—	地域防災計画への掲載
地震危険 区域の分 布調査	軟弱地盤区域	○	—	—	—	—
	土砂災害危険区域	○	—	—	—	—
	ブロック塀転倒危険区域	○	—	—	—	—
ハザードマップ [※] 、防災マップ	○	掲載情報	○	—	—	—

4. 調査結果

各防災施策ごとに自治体の実施傾向を以下にまとめる。はじめに施策実施の有無を問う基本設問の回答結果、次に施策内容などを問う追加設問の回答結果の順にコメントを記述していく。

全体的な回答傾向を見ると、選択式とした設問は非常に回答率が高かったが、記述式とした施策の目標値・実績値に関する設問は回答率が低く、記述内容にもバラツキが大きかった。そこで以下の検討においては、選択式の設問（施策実施の有無、施策内容、広報方法等）を中心に検討を行う。なお、調査結果のまとめにあたっては、自治体が市区町村または都道府県が行う施策へ費用助成をしている場合も実施しているに含めて考え、コメントを記述した。また、実施自治体数の非常に少ない施策があるが（特に都道府県の場合）、それらの追加設問については傾向分析を行っていない。

(注) 回答結果の表における注意点

- ① 基本設問を” Q. ”，追加設問を” SQ.” という記号で示した
- ② 回答数が0（回答自治体なし）の選択肢は空欄表示とした
- ③ 県庁所在市は政令指定市と重複する11自治体を除外して集計した

4-1. 住宅・家財の地震損壊に対する施策

(1) 個人住宅の耐震診断の援助制度

① 質問内容

「個人住宅の耐震診断を援助する制度（費用の助成など）を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用の制限、行政からの専門家派遣、耐震改修援助制度との連動、診断結果の把握、診断方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は、都道府県（以下「県」）33%、市・東京23区（以下「市区」）30%で、ともに3分の1程度である。援助制度のある自治体では、県は市区町村の援助制度の費用を助成している割合が多く、市区は制度の実施主体となっている割合が多い。市区の中では、東京23区(67%)と政令指定市(70%)の実施率が特に高い。

援助制度のある自治体についてその内容をみると、診断費用の一部を補助している自治体が県80%、市区57%と最も多いが、全額補助も市区では39%となっている。

住民への広報は県100%、市区97%が実施しており積極的に行われている。県はホームページへの掲載（以下「HP掲載」）が80%、市区は広報誌掲載が80%で最も多い。また県・市区ともにパンフレットを作成している自治体も多く、全住民配布が県20%、市区21%、行政窓口配布が県60%、市区64%となっている。

利用対象住宅の建物構造および建築時期の制限は、ほぼ全ての自治体(県100%, 市区95%)で制限を設けている。制限内容としては「昭和56年以前の建築」「木造住宅」「2階建て以下」「在来工法による建築」などが多く、複数の条件を組み合わせる制限を設けている場合も多い。

耐震診断時の行政からの専門家の派遣は県80%, 市区71%が実施しており、行政職員以外の専門家を派遣する自治体が多い。また、自治体が各地域の建築士事務所協会などと提携し、事前に登録された耐震診断士などを派遣する場合もある。

耐震診断の援助制度と耐震改修工事の援助制度が連動している自治体は県60%, 市区42%で半分程度である。耐震診断結果の把握は県100%, 市区85%が行っており、県・市区ともに8割が全数を把握している。

耐震診断の方法は、「わが家の耐震診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985)による方法(県40%, 市区32%)と「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985)による方法(県20%, 市区36%)が多いが、独自の方法で耐震診断を行っている自治体も県40%, 市区38%ある。特に、都道府県が診断方法を独自に定めている市区の場合はそれを用いる場合が多い。

援助制度の利用件数に目標を設定している自治体は県40%, 市区51%で半分程度である。

表 V-6 「アンケート結果」個人住宅の耐震診断の援助制度(その1)

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 個人住宅の耐震診断を援助する制度(費用の助成など)を実施していますか												
1 実施している	5	11%	104	25%	12	67%	8	62%	4	13%	80	23%
2 市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	10	22%	20	5%			1	8%	2	7%	17	5%
3 実施していない	31	67%	280	69%	6	33%	4	31%	24	80%	246	71%
(無回答)			4	1%							4	1%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか												
1 費用の全額を補助(無料耐震診断を実施)	1	20%	41	39%	2	17%	2	25%	1	25%	36	45%
2 費用の一部を補助	4	80%	59	57%	10	83%	6	75%	2	50%	41	51%
3 上記以外の援助を実施			2	2%							2	3%
(無回答)			2	2%					1	25%	1	1%
(選択肢3) 回答例	簡易耐震診断を職員が実施<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕												
1 広報誌(定期発行)に掲載している	2	40%	83	80%	9	75%	5	63%	2	50%	67	84%
2 ホームページに掲載している	4	80%	49	47%	6	50%	7	88%	1	25%	35	44%
3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している	1	20%	22	21%			1	13%			21	26%
4 パンフレットを作成し、行政窓口において(希望者に配布している)	3	60%	67	64%	9	75%	8	100%	1	25%	49	61%
5 上記以外の方法で実施	3	60%	24	23%	2	17%	3	38%	1	25%	18	23%
6 広報を実施していない			2	2%							2	3%
(無回答)			1	1%					1	25%		
(選択肢5) 回答例	市区町村への説明会<県> テレビ、ラジオ<県・市> 防災訓練・イベントで紹介<市> ポスター掲示<市> 対象物件にダイレクトメール送付<市>											

表 V-7 「アンケート結果」 個人住宅の耐震診断の援助制度（その2）

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	割合		割合		割合		割合		割合		割合		
SQ3. 援助制度を利用できる個人住宅について建物構造及び建築時期の制限はありますか													
1	制限を設けていない(全ての個人住宅が利用できる)			2	2%			1	13%			1	1%
2	制限を設けている	5	100%	99	95%	11	92%	7	88%	3	75%	78	98%
	(無回答)			3	3%	1	8%			1	25%	1	1%
	(選択肢 2) 制限内容の例	昭和56年以前着工<県・市>		木造住宅<県・市>		2階建て以下<県・市>							
SQ4. 援助制度を利用して耐震診断を行う場合、行政から専門家を派遣していますか													
1	行政から専門家(職員)を派遣し、耐震診断を実施			4	4%	1	8%					3	4%
2	行政から専門家(職員以外)を派遣し、耐震診断を実施(建築士など)	2	40%	50	48%	1	8%	5	63%	1	25%	43	54%
3	上記以外のものを実施	2	40%	20	19%	2	17%	3	38%	1	25%	14	18%
4	実施していない	1	20%	25	24%	5	42%			1	25%	19	24%
	(無回答)			5	5%	3	25%			1	25%	1	1%
	(選択肢 3) 回答例	建築士事務所協会が建築士を派遣<県・市>		専門機関を紹介<市>									
SQ5. 耐震診断により耐震性能に不安(問題)があるという結果が出た場合にその住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施していますか													
1	実施している	3	60%	44	42%	7	58%	4	50%			33	41%
2	実施していない	2	40%	57	55%	4	33%	3	38%	3	75%	47	59%
	(無回答)			3	3%	1	8%	1	13%	1	25%		
SQ6. 援助制度を利用した耐震診断の結果を把握(記録)していますか													
1	全て把握している	4	80%	82	79%	6	50%	6	75%	3	75%	67	84%
2	一部を把握している	1	20%	6	6%	1	8%					5	6%
3	把握していない			11	11%	3	25%	1	13%			7	9%
	(無回答)			3	3%	2	17%			1	25%		
SQ7. 耐震診断はどのような方法で行っていますか〔複数回答〕													
1	「わが家の耐震診断と補強方法」による診断方法	2	40%	33	32%	2	17%	3	38%			28	35%
2	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による診断方法	1	20%	37	36%	4	33%	3	38%	3	75%	27	34%
3	「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断方法			10	10%	3	25%	2	25%			5	6%
4	「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」による診断方法			11	11%	3	25%	2	25%			6	8%
5	「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断方法			11	11%	3	25%	2	25%			6	8%
6	上記以外の独自の方法で診断	2	40%	39	38%	5	42%	2	25%			32	40%
	(無回答)			17	16%	4	33%	1	13%	1	25%	11	14%
	(選択肢 6) 回答例	独自の診断方法<県・市> 県が定めた診断方法<市> 日本建築防災協会の診断方法<市> 日本建築士事務所協会連合会の診断方法<市> 耐震改修促進法の規定に基づく診断方法<市>											
SQ8. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している	2	40%	53	51%	2	17%	6	75%			45	56%
2	設定していない	3	60%	43	41%	6	50%	2	25%	3	75%	32	40%
	(無回答)			8	8%	4	33%			1	25%	3	4%

(2) 個人住宅の耐震改修(補強)工事の援助制度

① 質問内容

「個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、事前の耐震診断の要否、改修後の耐震性能の制限、利用の制限、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県26%、市区14%と少ない。耐震診断の援助制度の実施率(県33%、市区30%)と比べてもやや低い割合となっている。市区の中では、東京23区(50%)と政令指定市(31%)の実施率が特に高い。

援助制度の内容は、県では工事費用の一部融資(38%)が多く、市区では工事費用の一部補助(59%)が多い。また、選択肢以外の回答として設計費用の補助も多く見られた。

住民への広報は県100%、市区94%が実施しており積極的に行われている。県はパンフレットを作成し行政窓口で配布(以下「パンフレット窓口配布」)が100%、HP掲載が88%と多く、市区はパンフレット窓口配布が76%、広報誌掲載が67%、HP掲載が57%と多い。パンフレットの全住民配布は県0%、市区8%である。

援助制度の利用に際して事前に行政の耐震診断を受ける必要がある自治体は県13%、市区65%となっている。

耐震改修後の耐震性能に制限を設けている(改修後の住宅が一定水準の耐震性能を確保することを義務付けている)自治体は県63%、市区65%で、ともに3分の2程度である。

利用対象住宅の建物構造、建築時期および耐震診断結果の制限は県75%、市区65%で行っている。制限内容としては「昭和56年以前の建築」「木造住宅」などが多い。

援助制度の利用件数に目標を設定している自治体は県25%、市区41%である。

表 V-8 「アンケート結果」 個人住宅の耐震改修(補強)工事の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施していますか													
1	実施している	8	17%	49	12%	9	50%	4	31%	1	3%	35	10%
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	4	9%	7	2%							7	2%
3	実施していない	34	74%	346	85%	7	39%	9	69%	29	97%	301	87%
	(無回答)			6	1%	2	11%					4	1%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	工事費用の全額を補助												
2	工事費用の一部を補助	1	13%	29	59%			2	50%			27	77%
3	工事費用の全額を融資	1	13%	1	2%							1	3%
4	工事費用の一部を融資	3	38%	5	10%			2	50%	1	100%	2	6%
5	工事費用のための借入金の利子を補給	1	13%	12	24%	6	67%	1	25%			5	14%
6	上記以外の援助を実施	3	38%	6	12%	4	44%					2	6%
	(無回答)			2	4%	1	11%					1	3%
	(選択肢6) 回答例	設計費用の一部を補助<県> 融資の斡旋<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	広報誌(定期発行)に掲載している	3	38%	33	67%	4	44%	3	75%			26	74%
2	ホームページに掲載している	7	88%	28	57%	4	44%	3	75%	1	100%	20	57%
3	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している			4	8%							4	11%
4	パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)	8	100%	37	76%	6	67%	4	100%	1	100%	26	74%
5	上記以外の方法で実施	1	13%	11	22%	1	11%	1	25%			9	26%
6	広報を実施していない												
	(無回答)			3	6%	2	22%					1	3%
	(選択肢5) 回答例	取扱金融機関でパンフレット配布<県> テレビ、ラジオ<市> 防災訓練・イベントで紹介<市> ポスター掲示<市> 対象物件にパンフレット配布<市>											
SQ3. 援助制度を利用する場合、事前に行政の援助制度による耐震診断を受ける必要がありますか													
1	必要がある	1	13%	32	65%	3	33%	3	75%			26	74%
2	必要がない	7	88%	15	31%	5	56%	1	25%	1	100%	8	23%
	(無回答)			2	4%	1	11%					1	3%
SQ4. 援助制度を利用する場合に改修後の耐震性能の制限はありますか													
1	制限を設けていない	3	38%	15	31%	7	78%	1	25%			7	20%
2	制限を設けている	5	63%	32	65%			3	75%	1	100%	28	80%
	(無回答)			2	4%	2	22%						
	(選択肢2) 制限内容の例	住宅金融公庫の基準に適合すること<県> 新耐震基準に適合すること<県・市> 診断結果が一定以上になること<県・市>											
SQ5. 援助制度を利用できる個人住宅について、建物構造、建築時期及び耐震診断結果の制限はありますか													
1	制限を設けていない(全ての個人住宅が利用できる)	2	25%	15	31%	6	67%	2	50%			7	20%
2	制限を設けている	6	75%	32	65%	2	22%	2	50%	1	100%	27	77%
	(無回答)			2	4%	1	11%					1	3%
	(選択肢2) 制限内容の例	昭和56年以前着工の木造住宅<県・市> 診断結果が一定未満<県・市> 市内に1年以上居住していること<市>											
SQ6. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している	2	25%	20	41%			3	75%			17	49%
2	設定していない	5	63%	26	53%	7	78%	1	25%	1	100%	17	49%
	(無回答)	1	13%	3	6%	2	22%					1	3%

(3) 住民の家具類転倒防止対策の実施推進広報

① 質問内容

「個人住宅における家具類の転倒防止対策(家具類の固定方法・配置方法の解説、転倒防止器具の紹介など)について住民にどのように広報しているか」を質問した。

② 回答結果

住民への広報は県81%, 市区73%が実施しており, 大部分の自治体が様々な手段を通じて住民への広報を実施していることがわかる。

広報方法としては, 県はパンフレット窓口配布(41%)やHP掲載(28%)が多く, 市区は広報誌掲載(29%)とパンフレット窓口配布(25%)が多い。パンフレットの全住民配布は県7%, 市区18%である。

表 V-9 [アンケート結果] 住民の家具類転倒防止対策の実施推進広報

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 個人住宅における家具類の転倒防止対策(家具類の固定方法・配置方法の解説、転倒防止器具の紹介など)について、住民にどのように広報していますか〔複数回答〕												
1	4	9%	117	29%	8	44%	5	38%	6	20%	98	28%
2	13	28%	68	17%	6	33%	9	69%	7	23%	46	13%
3	3	7%	74	18%			2	15%	8	27%	64	18%
4	19	41%	101	25%	11	61%	7	54%	11	37%	72	21%
5	17	37%	98	24%	6	33%	3	23%	7	23%	82	24%
6	8	17%	100	25%	1	6%			5	17%	94	27%
(無回答)	1	2%	7	2%	1	6%	1	8%	1	3%	4	1%
(選択肢5) 回答例	消防庁作成のパンフレット配布<県> パネル展示<県> テレビ、ラジオ<県・市> 防災訓練・イベントで紹介<市> 防災マップに記載<市> 器具展示<市>											

(4) 住民の家具類転倒防止対策の援助制度

① 質問内容

「個人住宅における家具類の転倒防止対策を援助する制度を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県9%、市区6%で、ほとんどの自治体で実施していない。ただし、東京23区の実施率は50%と高い値になっている。

援助制度の内容は、対象を一人暮らしの高齢者世帯などの災害弱者に限定している例が多い。

表V-10 [アンケート結果] 住民の家具類転倒防止対策の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 個人住宅における家具類の転倒防止対策を援助する制度を実施していますか												
1 実施している	1	2%	24	6%	9	50%	2	15%			13	4%
2 市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	3	7%	1	0%							1	0%
3 実施していない	42	91%	380	93%	9	50%	10	77%	30	100%	331	95%
(無回答)			3	1%			1	8%			2	1%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕												
1 転倒防止器具を無料で配布			3	13%	1	11%					2	15%
2 転倒防止器具の購入費用の全額を補助			1	4%							1	8%
3 転倒防止器具の購入費用の一部を補助			2	8%							2	15%
4 上記以外の援助を実施	1	100%	18	75%	7	78%	2	100%			9	69%
(無回答)			1	4%	1	11%						
(選択肢4) 回答例	器具の取付作業を代行<県・市> 物品の斡旋<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕												
1 広報誌(定期発行)に掲載している	1	100%	13	54%	5	56%	1	50%			7	54%
2 ホームページに掲載している	1	100%	7	29%	3	33%	1	50%			3	23%
3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している			3	13%							3	23%
4 パンフレットを作成し、行政窓口において(希望者に配布している)	1	100%	8	33%	5	56%					3	23%
5 上記以外の方法で実施			8	33%	3	33%					5	39%
6 広報を実施していない												
(無回答)			4	17%	3	33%	1	50%				
(選択肢5) 回答例	防災訓練・イベントで紹介<市> ポスター掲示<市> チラシ回覧<市> 災害弱者にパンフレット配布<市>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか												
1 設定している	1	100%	11	46%	2	22%					9	69%
2 設定していない			5	21%	1	11%	1	50%			3	23%
(無回答)			8	33%	6	67%	1	50%			1	8%

(5) 個人住宅のブロック塀転倒防止対策の援助制度

① 質問内容

「個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策(ブロック塀の改善・改築など)を援助する制度(費用の助成など)を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県8%, 市区9%で、ほとんどの自治体で実施していない。

表V-11 [アンケート結果] 個人住宅のブロック塀転倒防止対策の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策(ブロック塀の改善・改築など)を援助する制度(費用の助成など)を実施していますか													
1	実施している	2	4%	37	9%	4	22%	2	15%	3	10%	28	8%
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	2	4%	2	0%							2	1%
3	実施していない	42	91%	366	90%	14	78%	11	85%	27	90%	314	90%
	(無回答)			3	1%							3	1%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	工事費用の全額を補助			1	3%							1	4%
2	工事費用の一部を補助	1	50%	24	65%	1	25%			1	33%	22	79%
3	工事費用の全額を融資	1	50%										
4	工事費用の一部を融資			1	3%			1	50%				
5	工事費用のための借入金の利子を補給			3	8%	3	75%						
6	上記以外の援助を実施			9	24%			1	50%	2	67%	6	21%
	(無回答)												
	(選択肢6) 回答例	除去費用の一部を補助<市> 生垣へ変更する工事費用の一部を補助<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	転倒危険のあるブロック塀を有する住民(世帯)にのみ広報している			1	3%							1	4%
2	広報誌(定期発行)に掲載している			20	54%	2	50%					18	64%
3	ホームページに掲載している			18	49%	4	100%	2	100%	1	33%	11	39%
4	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している			3	8%					1	33%	2	7%
5	上記以外の方法で実施	1	50%	8	22%	2	50%	1	50%			5	18%
6	広報を実施していない	1	50%	3	8%							3	11%
	(無回答)			3	8%					1	33%	2	7%
	(選択肢5) 回答例	立入指導の際に紹介<県> 自主防災会の代表者会議で紹介<市> パンフレットを窓口に設置<市> 所有者に通知<市>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している	1	50%	7	19%	1	25%					6	21%
2	設定していない	1	50%	27	73%	3	75%	2	100%	3	100%	19	68%
	(無回答)			3	8%							3	11%

(6) 個人住宅の基礎強化工事・地盤強化工事の援助制度

① 質問内容

「液状化の危険性が高い軟弱地盤地域において、個人住宅の基礎強化工事や地盤強化工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県4%、市区1%で、ほぼ全ての自治体で実施していない。

表 V-12 [アンケート結果] 個人住宅の基礎強化工事・地盤強化工事の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 液状化の危険性が高い軟弱地盤地域について、個人住宅の基礎強化工事や地盤強化工事に対する援助(費用の助成など)を実施していますか													
1	実施している	2	4%	3	1%						3	1%	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している												
3	実施していない	44	96%	399	98%	17	94%	13	100%	30	100%	339	98%
	(無回答)			6	1%	1	6%				5	1%	
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	工事費用の全額を補助												
2	工事費用の一部を補助												
3	工事費用の全額を融資	1	50%	1	33%						1	33%	
4	工事費用の一部を融資			1	33%						1	33%	
5	工事費用のための借入金の利子を補給			2	67%						2	67%	
6	上記以外の援助を実施	1	50%										
	(無回答)			1	33%						1	33%	
(選択肢6) 回答例		公庫から割増融資<県>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域の住民(世帯)にのみ広報している												
2	広報誌(定期発行)に掲載している	1	50%	2	67%						2	67%	
3	ホームページに掲載している	1	50%	2	67%						2	67%	
4	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している	1	50%										
5	上記以外の方法で実施	1	50%										
6	広報を実施していない												
	(無回答)			1	33%						1	33%	
(選択肢5) 回答例		関係団体を通じて広報<県>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している			1	33%						1	33%	
2	設定していない	2	100%	1	33%						1	33%	
	(無回答)			1	33%						1	33%	

(7) 宅地のがけくずれ防止工事の援助制度

① 質問内容

「宅地のがけくずれ防止工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県11%、市区10%で、ほとんどの自治体で実施していない。ただし、政令指定市の実施率は54%と高い値になっている。

表V-13 [アンケート結果] 宅地のがけくずれ防止工事の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 宅地のがけくずれ防止工事に対する援助(費用の助成など)を実施していますか													
1	実施している	2	4%	23	6%	4	22%	6	46%	3	10%	10	3%
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	3	7%	17	4%			1	8%	2	7%	14	4%
3	実施していない	41	89%	366	90%	14	78%	6	46%	25	83%	321	93%
	(無回答)			2	0%							2	1%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	工事費用の全額を補助												
2	工事費用の一部を補助	1	50%	9	39%			1	17%	2	67%	6	60%
3	工事費用の全額を融資												
4	工事費用の一部を融資			8	35%			5	83%	1	33%	2	20%
5	工事費用のための借入金の利子を補給			7	30%	4	100%					3	30%
6	上記以外の援助を実施	1	50%	2	9%	1	25%	1	17%				
	(無回答)			1	4%							1	10%
	(選択肢6) 回答例	行政が工事を実施<県・市> 融資の斡旋<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	がけくずれの危険性が高い区域の住民(世帯)にのみ広報している			4	17%			2	33%	1	33%	1	10%
2	広報誌(定期発行)に掲載している			9	39%	2	50%	3	50%	1	33%	3	30%
3	ホームページに掲載している	1	50%	10	43%	3	75%	3	50%			4	40%
4	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している			1	4%							1	10%
5	上記以外の方法で実施	1	50%	4	17%	2	50%	1	17%			1	10%
6	広報を実施していない			4	17%			1	17%	1	33%	2	20%
	(無回答)			1	4%							1	10%
	(選択肢5) 回答例	市区町村への説明会<県> パンフレットを窓口を設置<市> 一斉点検時に個別に対応<市>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している			1	4%	1	25%						
2	設定していない	2	100%	21	91%	3	75%	6	100%	3	100%	9	90%
	(無回答)			1	4%							1	10%

(8) 土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度

① 質問内容

「土砂災害のおそれのある区域にある住宅の移転に対する援助を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県52%、市区11%で、県の実施率が高い。ただし、県で市区町村の援助制度への費用助成が37%なのに対し、市区では制度実施が7%に留まっており、実際に制度が活用されている県は少ないと考えられる。

表 V-14 【アンケート結果】土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 土砂災害のおそれのある区域にある住宅の移転に対する援助を実施していますか													
1	実施している	7	15%	29	7%					4	13%	25	7%
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している	17	37%	16	4%							16	5%
3	実施していない	21	46%	355	87%	18	100%	13	100%	25	83%	299	86%
	(無回答)	1	2%	8	2%					1	3%	7	2%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	移転費用の全額を補助												
2	移転費用の一部を補助	4	57%	16	55%					2	50%	14	56%
3	移転費用の全額を融資												
4	移転費用の一部を融資			1	3%							1	4%
5	移転費用のための借入金の利子を補給	4	57%	15	52%					2	50%	13	52%
6	上記以外の援助を実施			2	7%					2	50%		
	(無回答)			2	7%							2	8%
(選択肢6) 回答例		建物除却費の一部を補助<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	土砂災害の危険性が高い区域の住民(世帯)にのみ広報している			4	14%					1	25%	3	12%
2	広報誌(定期発行)に掲載している	2	29%	9	31%					1	25%	8	32%
3	ホームページに掲載している	1	14%	6	21%					2	50%	4	16%
4	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している	1	14%	1	3%					1	25%		
5	上記以外の方法で実施	4	57%	1	3%							1	4%
6	広報を実施していない	1	14%	10	34%					1	25%	9	36%
	(無回答)			2	7%							2	8%
(選択肢5) 回答例		市区町村へパンフレット配布<県>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している			3	10%					1	25%	2	8%
2	設定していない	6	86%	24	83%					3	75%	21	84%
	(無回答)	1	14%	2	7%							2	8%

4-2. 住宅・家財の地震火災に対する施策

(1) 住民の消火器設置の実施推進広報

① 質問内容

「一般家庭での消火器の設置を呼びかける住民への広報を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

住民への広報は県57%，市区64%が実施しており，半分以上の自治体が様々な手段を通じて実施している。

県はHP掲載(24%)とパンフレット窓口配布(17%)が多く，市区は広報誌掲載(26%)とHP掲載(19%)，パンフレット窓口配布(15%)が多い。パンフレットの全住民配布は県4%，市区9%である。選択肢以外の手段による広報も県20%，市区26%で行われている。

表V-15 【アンケート結果】住民の消火器設置の実施推進広報

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 一般家庭での消火器の設置を呼びかける住民への広報を実施していますか【複数回答】												
1	4	9%	108	26%	10	56%	5	38%	8	27%	85	24%
2	11	24%	77	19%	13	72%	7	54%	11	37%	46	13%
3	2	4%	37	9%	3	17%	2	15%	4	13%	28	8%
4	8	17%	63	15%	10	56%	6	46%	5	17%	42	12%
5	9	20%	106	26%	6	33%	5	38%	8	27%	87	25%
6	19	41%	138	34%	1	6%	2	15%	6	20%	129	37%
(無回答)	1	2%	9	2%					2	7%	7	2%
(選択肢5) 回答例	テレビ、ラジオ<県> 防災訓練・イベントで紹介<県・市> 立入検査の際に指導<市> 婦人防災クラブを通して啓発<市> 町内会・自治会の代表者会議で紹介<市> チラシ回覧<市>											

(2) 住民の消火器設置の援助制度

① 質問内容

「一般家庭での消火器の設置に対する援助(費用の助成など)を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、援助制度の内容、住民への広報方法、利用件数の目標の設定、利用件数の実績値・目標値について質問した。

② 回答結果

援助制度を実施している自治体は県0%、市区5%で、ほぼ全ての自治体で実施していない。

表 V-16 「アンケート結果」住民の消火器設置の援助制度

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 一般家庭での消火器の設置に対する援助(費用の助成など)を実施していますか													
1	実施している		20	5%	12	67%	2	15%	1	3%	5	1%	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している												
3	実施していない	45	98%	382	94%	6	33%	11	85%	29	97%	336	97%
	(無回答)	1	2%	6	1%							6	2%
SQ1. 援助制度の内容はどのようなものですか〔複数回答〕													
1	消火器を無料で配布												
2	消火器の購入費用の全額を補助												
3	消火器の購入費用の一部を補助		8	40%	4	33%	1	50%	1	100%	2	40%	
4	上記以外の援助を実施		13	65%	9	75%	1	50%			3	60%	
	(無回答)												
	(選択肢4) 回答例	薬剤の無料詰替<市> 物品の斡旋<市> 無料点検<市>											
SQ2. 援助制度について住民にどのように広報していますか〔複数回答〕													
1	広報誌(定期発行)に掲載している		9	45%	6	50%	1	50%	1	100%	1	20%	
2	ホームページに掲載している		7	35%	6	50%					1	20%	
3	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している		1	5%	1	8%							
4	パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)		7	35%	6	50%					1	20%	
5	上記以外の方法で実施		8	40%	5	42%	1	50%			2	40%	
6	広報を実施していない		1	5%	1	8%							
	(無回答)		3	15%	1	8%	1	50%			1	20%	
	(選択肢5) 回答例	防災訓練・イベントで紹介<市> チラシ回覧<市>											
SQ3. 援助制度の利用件数について目標を設定していますか													
1	設定している		1	5%	1	8%							
2	設定していない		16	80%	10	83%	1	50%	1	100%	4	80%	
	(無回答)		3	15%	1	8%	1	50%			1	20%	

(3) 市街地の延焼危険軽減施策

① 質問内容

「市街地の延焼危険の軽減につながる施策を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

質問した7つの市街地延焼危険軽減施策は、最も低い「市街地の建物の不燃化」でも2割以上の実施率となっており、県・市区ともに市街地の延焼危険軽減施策を様々な手段で行っていることがわかる。特に実施率が高いのは、「消防水利の整備」が県67%、市区85%、「消防力の強化」が県63%、市区72%となっている。

市区の中を見ると、東京23区では「市街地の建物の不燃化」「市街地での空地の確保」「自主防災組織への可搬消防ポンプの整備」の3施策の実施率が100%となっており、政令指定市では「消防活動が困難な地域の解消」「消防力の強化」「消防水利の整備」の実施率が100%となっている。

表 V-17 [アンケート結果] 市街地の延焼危険軽減施策

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 市街地の延焼危険の軽減につながる施策を実施していますか												
(A) 市街地の建物の不燃化(木造密集地域の解消、耐火建築物への建替促進など)	10	22%	106	26%	18	100%	12	92%	11	37%	65	19%
(B) 市街地での空地の確保(細い街路の拡幅、公園の整備など)	24	52%	168	41%	18	100%	11	85%	16	53%	123	35%
(C) 市街地の延焼遮断帯の整備(幹線道路の整備、沿道の不燃化など)	20	43%	136	33%	16	89%	11	85%	17	57%	92	27%
(D) 消防活動が困難な地域の解消(狭い道路の解消)	18	39%	176	43%	16	89%	13	100%	16	53%	131	38%
(E) 消防力の強化(消防車両の増強など)	29	63%	293	72%	1	6%	13	100%	26	87%	253	73%
(F) 消防水利の整備(耐震性)防火水槽の整備、水道の耐震化、プールの活用など)	31	67%	345	85%	16	89%	13	100%	28	93%	288	83%
(G) 自主防災組織への可搬消防ポンプの整備	16	35%	127	31%	18	100%	3	23%	4	13%	102	29%

4-3. 住民意識向上のための施策

(1) 住民参加型の地震防災訓練

① 質問内容

「住民参加型の地震防災訓練を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

住民参加型防災訓練を定期的実施している自治体は県85%、市区70%と非常に多く、必要に応じて実施を含めると9割近い自治体で実施している。

表V-18 [アンケート結果] 住民参加型の地震防災訓練

		県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
		N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 住民参加型の地震防災訓練を実施していますか													
1	定期的実施している	39	85%	287	70%	17	94%	11	85%	22	73%	237	68%
2	定期的ではないが、必要に応じて実施している	2	4%	68	17%	1	6%	2	15%	7	23%	58	17%
3	実施していない	5	11%	49	12%					1	3%	48	14%
	(無回答)			4	1%							4	1%

(2) 地震防災の社会教育活動

① 質問内容

「地震防災についての社会教育活動(住民説明会、講習会など)を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

地震防災に関する社会教育活動を定期的実施している自治体は県48%、市区19%で、必要に応じて実施は県35%、市区54%となっており、県・市区ともに多くの自治体で実施されていることがわかる。特に東京23区、政令指定市では実施率が100%となっている。

表V-19 [アンケート結果] 地震防災の社会教育活動

		県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
		N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 地震防災についての社会教育活動(住民説明会、講習会など)を実施していますか													
1	定期的実施している	22	48%	79	19%	6	33%	6	46%	7	23%	60	17%
2	定期的ではないが、必要に応じて実施している	16	35%	222	54%	12	67%	7	54%	19	63%	184	53%
3	実施していない	8	17%	103	25%					4	13%	99	29%
	(無回答)			4	1%							4	1%

(3) 地震防災に関する住民意識調査

① 質問内容

「地震防災に関する住民意識調査を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

地震防災に関する住民意識調査を定期的実施している自治体は県11%、市区3%で、必要に応じて実施は県24%、市区16%となっている。市区の中では、東京23区、政令指定市の実施率が高い。

表 V-20 [アンケート結果] 地震防災に関する住民意識調査

		県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
		N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 地震防災に関する住民意識調査を実施していますか													
1	定期的実施している	5	11%	12	3%	1	6%	1	8%	1	3%	9	3%
2	定期的ではないが、必要に応じて実施している	11	24%	67	16%	7	39%	6	46%	7	23%	47	14%
3	実施していない	30	65%	325	80%	10	56%	6	46%	22	73%	287	83%
	(無回答)			4	1%							4	1%

(4) 地震防災の学校用学習教材の作成

① 質問内容

「地震防災についての学校用学習教材を作成しているか」を質問した。

② 回答結果

地震防災についての学校用学習教材を作成しているのは県35%、市区7%である。市区の中では、政令指定市で作成している自治体が46%と多い。

表 V-21 [アンケート結果] 地震防災の学校用学習教材の作成

		県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
		N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 地震防災についての学校用学習教材を作成していますか													
1	作成している	16	35%	30	7%	3	17%	6	46%	2	7%	19	5%
2	作成していない	30	65%	374	92%	14	78%	7	54%	28	93%	325	94%
	(無回答)			4	1%	1	6%					3	1%

(5) 自主防災組織への参加促進広報

① 質問内容

「自主防災組織への参加を呼びかける住民への広報を実施しているか」を質問した。

② 回答結果

住民への広報は県65%，市区69%が実施しており，3分の2の自治体が様々な手段を通じて実施している。

県はHP掲載(48%)とパンフレット窓口配布(33%)，広報誌掲載(24%)が多く，市区は広報誌掲載(31%)とパンフレット窓口配布(23%)が多い。パンフレットの全住民配布は県4%，市区10%である。また市区では，選択肢以外の回答として自治会を通じた広報も多く行われている。

表V-22 [アンケート結果] 自主防災組織への参加促進広報

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 自主防災組織への参加を呼びかける住民への広報を実施していますか【複数回答】												
1	11	24%	127	31%	3	17%	7	54%	14	47%	103	30%
2	22	48%	73	18%	7	39%	7	54%	10	33%	49	14%
3	2	4%	40	10%	3	17%	2	15%	2	7%	33	10%
4	15	33%	93	23%	5	28%	6	46%	12	40%	70	20%
5	10	22%	131	32%	5	28%	3	23%	11	37%	112	32%
6	16	35%	115	28%	7	39%	2	15%	4	13%	102	29%
(無回答)			13	3%							13	4%

(6) 自主防災組織の活動支援施策

① 質問内容

「自主防災組織の活動を支援する施策を実施しているか」を質問し，実施していると回答した自治体に対しては，さらに付問として，支援施策の内容，地域防災計画への記載，組織率の目標の設定，組織率の実績の把握について質問した。

② 回答結果

活動支援を実施している自治体は県83%，市区80%で，8割以上の自治体で活動支援を行っている。特に，東京23区と政令指定市では100%，県庁所在市では90%と非常に高い実施率となっている。

活動支援の内容は，県では自主防災組織のリーダー育成研修が85%，市区では防災訓練への指導・助言が80%と非常に多い。県・市区とも多いのは活動マニュアルの提供(県29%，

市区32%)と資器材等購入費用の一部補助(県29%,市区39%)で、市区では活動資金の一部補助(37%)も多い。

自主防災組織の活動支援施策について地域防災計画への記載している自治体は、県79%,市区71%と非常に多い。

自主防災組織の組織率について目標を設定している自治体は、県56%,市区43%と支援制度を実施している自治体の半分程度となっている。

表V-23 [アンケート結果] 自主防災組織の活動支援施策

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市	
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合
Q. 自主防災組織の活動を支援する施策を実施していますか												
1 実施している	34	74%	313	77%	18	100%	13	100%	27	90%	255	73%
2 市区町村(都道府県)が行う支援施策に費用を助成している	4	9%	12	3%							12	3%
3 実施していない	8	17%	79	19%					3	10%	76	22%
(無回答)			4	1%							4	1%
SQ1. 支援施策の内容はどのようなものですか〔複数回答〕												
1 行政で作成した活動マニュアルを提供	10	29%	101	32%	8	44%	9	69%	7	26%	77	30%
2 活動マニュアルの作成を支援	2	6%	72	23%	4	22%	4	31%	3	11%	61	24%
3 自主防災組織が行う防災訓練に対して指導・助言	5	15%	250	80%	14	78%	11	85%	26	96%	199	78%
4 自主防災組織のリーダーの育成研修を実施	29	85%	154	49%	11	61%	11	85%	17	63%	115	45%
5 消火資器材等を現物支給			123	39%	15	83%	4	31%	13	48%	91	36%
6 消火資器材等の購入費用の全額を補助			12	4%					1	4%	11	4%
7 消火資器材等の購入費用の一部を補助	10	29%	123	39%	7	39%	4	31%	11	41%	101	40%
8 活動資金の全額を補助			3	1%	2	11%					1	0%
9 活動資金の一部を補助	2	6%	116	37%	14	78%	7	54%	10	37%	85	33%
10 上記以外の援助を実施	6	18%	49	16%	3	17%	2	15%	5	19%	39	15%
(無回答)			1	0%							1	0%
(選択肢10) 回答例	国の助成制度活用を市区町村に呼びかけ<県> 結成資金の一部を補助<県・市> 防災資器材取扱い講習会実施<市> 自主防災組織の連合理化に対する補助<市>				市区町村へパンフレット配布<県> 防災資器材の貸与<市> 消火器の薬剤詰替費の助成<市> 消防職員等の派遣<市>							
SQ2. 自主防災組織の活動を支援する施策について地域防災計画書に記載していますか												
1 記載している	27	79%	222	71%	16	89%	11	85%	18	67%	177	69%
2 記載していない	6	18%	83	27%	2	11%	1	8%	9	33%	71	28%
(無回答)	1	3%	8	3%			1	8%			7	3%
SQ3. 自主防災組織の組織率について目標を設定していますか												
1 設定している	19	56%	134	43%	10	56%	7	54%	15	56%	102	40%
2 設定していない	14	41%	172	55%	8	44%	5	38%	12	44%	147	58%
(無回答)	1	3%	7	2%			1	8%			6	2%

4-4. 自治体内部の取り組み

(1) 地域防災計画における地震災害対策の記載

① 質問内容

「地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載しているか」を質問し、記載していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、その内容をホームページに掲載しているかを質問した。

② 回答結果

地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載している自治体は県98%、市区97%で、ほぼ全ての自治体で震災対策を記載している。震災対策編を設けている自治体は県98%、市区88%となっている。

記載自治体のうち、その内容をHPに掲載している自治体は県44%、市区14%で、市区の掲載率が低い。市区の中を見ると、HPに掲載している自治体は東京23区が47%、政令指定市38%と多くなっている。

表 V-24 [アンケート結果] 地域防災計画における地震災害対策の記載

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載していますか													
1	震災対策編を設けて(他の災害と区分して)記載している	45	98%	361	88%	17	94%	13	100%	27	90%	304	88%
2	他の災害と編を分けずに記載している			35	9%	1	6%			1	3%	33	10%
3	特に記載していない	1	2%	2	0%							2	1%
	(無回答)			10	2%					2	7%	8	2%
SQ1. 地域防災計画の震災対策の内容についてホームページに掲載していますか													
1	掲載している	20	44%	52	14%	8	47%	5	38%	5	19%	34	11%
2	掲載していない	25	56%	326	90%	9	53%	7	54%	22	81%	288	95%
	(無回答)			18	5%	1	6%	1	8%	1	4%	15	5%

(2) 地震被害想定調査

① 質問内容

「地震被害想定調査を実施しているか」を質問し、実施していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、内容・想定結果のホームページへの掲載、被害予測実施項目、個人住宅収容物(家具類など)の被害予測の実施、想定結果の地域防災計画への掲載について質問した。

② 回答結果

地震被害想定調査を実施している自治体は県98%，市区34%で，県の実施率が非常に高い。市区の中では，政令指定市(77%)と県庁所在市(60%)の実施率が高い。

実施自治体のうち，調査内容や想定結果をHPに掲載しているのは県51%，市区12%で，市区の掲載率が低い，政令指定市は60%と掲載率が高い。

個人住宅の被害量を予測している項目は，ゆれによる被害(県96%，市区87%)が最も多く，次いで出火による被害(県78%，市区78%)，液状化による被害(県76%，市区66%)，延焼による被害(県73%，市区60%)が多い。がけ崩れによる被害を予測しているのは県27%，市区24%で4分の1にすぎない。

個人住宅収容物(家具類など)の被害量を予測している自治体は県2%，市区4%とほとんどない。

地域防災計画に被害想定結果を記載している自治体は県93%，市区76%と非常に多い。

表V-25 [アンケート結果] 地震被害想定調査

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 地震被害想定調査を実施していますか													
1	実施している	45	98%	139	34%	1	6%	10	77%	18	60%	110	32%
2	実施していない	1	2%	259	63%	17	94%	3	23%	10	33%	229	66%
	(無回答)			10	2%					2	7%	8	2%
SQ1. 地震被害想定調査(の結果)についてホームページに掲載していますか													
1	掲載している	23	51%	16	12%			6	60%	3	17%	7	6%
2	掲載していない	22	49%	121	87%	1	100%	4	40%	15	83%	101	92%
	(無回答)			2	1%							2	2%
SQ2. 個人住宅の被害量について、どのような予測をしていますか													
1	ゆれによる被害	43	96%	121	87%	1	100%	10	100%	17	94%	93	85%
2	液状化による被害	34	76%	92	66%	1	100%	6	60%	15	83%	70	64%
3	がけ崩れによる被害	12	27%	33	24%			3	30%	5	28%	25	23%
4	出火による被害	35	78%	109	78%	1	100%	8	80%	15	83%	85	77%
5	延焼による被害	33	73%	84	60%	1	100%	8	80%	12	67%	63	57%
6	予測していない			4	3%					1	6%	3	3%
7	上記以外の項目を予測している	5		9						1		8	
	(無回答)	1	2%	2	1%							2	2%
	(選択肢7) 回答例	地震水害による被害<県> 落下物による被害<市>		津波による被害<県・市>									
SQ3. 個人住宅の収容物(家具類など)の被害量を予測していますか													
1	予測している	1	2%	5	4%							5	5%
2	予測していない	44	98%	130	94%	1	100%	9	90%	18	100%	102	93%
	(無回答)			4	3%			1	10%			3	3%
SQ4. 地域防災計画に地震被害想定調査の結果を記載していますか													
1	記載している	42	93%	105	76%	1	100%	9	90%	17	94%	78	71%
2	記載していない	2	4%	29	21%					1	6%	28	25%
	(無回答)	1	2%	5	4%			1	10%			4	4%

(3) 地震危険区域の分布調査

① 質問内容

「地震により被害を受ける危険性の高い区域(住宅)について調査を行っているか」を質問した。

地震危険区域としては、次の3つを取り上げた。

- (A) 地震による液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の調査
- (B) 地震による土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の調査
- (C) 地震によるブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の調査

② 回答結果

軟弱地盤区域が県39%、市区17%、土砂災害危険区域が県43%、市区24%、ブロック塀転倒危険区域が県15%、市区7%の実施率となっており、3調査とも県の実施率が高い。市区の中では、政令指定市の実施率が高く、3調査とも県の実施率を上回っている。

表 V-26 [アンケート結果] 地震危険区域の分布調査

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 地震により被害を受ける危険性の高い区域(住宅)について調査を行っていますか													
(A)	地震による液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の調査	18	39%	69	17%	1	6%	6	46%	10	33%	52	15%
(B)	地震による土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の調査	20	43%	98	24%			7	54%	9	30%	82	24%
(C)	地震によるブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の調査	7	15%	27	7%	1	6%	4	31%	2	7%	20	6%

(4) 地震災害の防災マップ・ハザードマップの作成

① 質問内容

「地震災害の防災マップ・ハザードマップ(地震によるゆれ・液状化・がけくずれ・延焼火災等の危険地域を表示した地図)を作成しているか」を質問し、作成していると回答した自治体に対しては、さらに付問として、作成への住民参加、住民への広報方法、記載情報について質問した。

② 回答結果

地震災害の防災マップ・ハザードマップを作成している自治体は県・市区ともに17%で、8割以上の自治体で作成していない。

作成自治体のうち、作成に住民が参加している自治体は県13%、市区9%と少ない。

住民への広報は県100%，市区91%が実施しており積極的に行われている。県はHP掲載が88%と最も多く，市区は全住民配布が66%と最も多い。県の全住民配布は0%である。

マップへの情報記載は，「液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の分布」が県88%，市区50%，「土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の分布」が県50%，市区61%，「予想される震度の分布」が県63%，市区39%となっている。「ブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の分布」は県0%，市区3%とほとんど記載されていない。

表V-27 [アンケート結果] 地震災害の防災マップ・ハザードマップの作成

	県		市・東京23区		東京23区		政令指定市		県庁所在市		その他市		
	N=46	割合	N=408	割合	N=18	割合	N=13	割合	N=30	割合	N=347	割合	
Q. 地震災害の防災マップ・ハザードマップ(地震によるゆれ・液状化・がけくずれ・延焼火災等の危険地域を表示した地図)を作成していますか													
1	作成している	8	17%	70	17%	2	11%	6	46%	9	30%	53	15%
2	作成していない	37	80%	334	82%	16	89%	7	54%	20	67%	291	84%
	(無回答)	1	2%	4	1%					1	3%	3	1%
SQ1. 防災マップ・ハザードマップの作成に住民は参加していますか													
1	参加している	1	13%	6	9%			1	17%	2	22%	3	6%
2	参加していない	7	88%	63	90%	2	100%	5	83%	7	78%	49	92%
	(無回答)			1	1%							1	2%
SQ2. 防災マップ・ハザードマップについて、住民にどのように広報していますか													
1	全住民(全世帯)に配布している			46	66%			3	50%	3	33%	40	75%
2	行政窓口においている(希望者に配布している)	3	38%	32	46%	1	50%	5	83%	4	44%	22	42%
3	広報誌(定期発行)に掲載している	2	25%	3	4%					1	11%	2	4%
4	ホームページに掲載している	7	88%	13	19%	1	50%	4	67%	2	22%	6	11%
5	上記以外の方法で実施	3	38%	10	14%	1	50%	1	17%	3	33%	5	9%
6	広報を実施していない			6	9%					1	11%	5	9%
	(無回答)												
	(選択肢5) 回答例												
				有償販売<県> 町内会・自治会に配布<市>				閲覧<県・市> 転入者に配布<市>					
SQ3. 防災マップ・ハザードマップに次の情報は記載されていますか													
(A)	液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の分布	7	88%	35	50%	2	100%	2	33%	4	44%	27	51%
(B)	土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の分布	4	50%	43	61%			3	50%	8	89%	32	60%
(C)	ブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の分布			2	3%					1	11%	1	2%
(D)	予想される震度の分布	5	63%	27	39%			3	50%	4	44%	20	38%

5. 実施状況による地震防災施策の分類

自治体による地震防災施策の実施状況を検討するため、都道府県と市・東京23区の防災施策実施率をグラフで表示した(図V-1)。図V-1を見ると、アンケートで調査対象とした地震防災施策は大きく表V-28のように分類できる。施策実施率の特徴は、防災施策の種類により大きく異なっていることがわかる。

なお、分類にあたっては、自治体が市区町村または都道府県が行う施策へ費用助成をしている場合も実施しているに含めて考えた。

表V-28 自治体の地震防災施策実施状況の分類

施策実施率		施策種類
都道府県	市・東京23区	
非常に高い	非常に高い	家具類転倒防止対策の実施促進広報 消火器設置の促進広報 自主防災組織への加入促進広報 地域防災計画への震災対策の記載
非常に高い	中程度	地震被害想定調査
高い	高い	(市街地延焼危険軽減)消防力の強化 (")消防水利の整備 住民参加型の防災訓練 地震防災の社会教育活動 自主防災組織の活動支援
中程度	中程度	耐震診断の援助制度 (市街地延焼危険軽減)建物の不燃化 (")空地の確保 (")延焼遮断帯の整備 (")消防活動が困難な地域の解消 (")自主防災組織のポンプの整備 土砂災害危険区域の分布調査
中程度	低い	耐震改修(補強)工事の援助制度 土砂災害危険箇所の住宅移転の援助制度 地震防災の住民意識調査 学校向けの地震防災教育教材作成 軟弱地盤区域の分布調査
低い	低い	家具類転倒防止対策の援助制度 ブロック塀の転倒防止の援助制度 地盤や家屋基礎の強化工事の援助制度 宅地のがけくずれ防止工事の援助制度 消火器設置の援助制度 ブロック塀転倒危険区域の分布調査 防災マップ、ハザードマップの作成

(注)．実施率が20%未満を「低い」、20%以上-60%未満を「中程度」、60%以上-90%未満を「高い」、90%以上を「非常に高い」に分類した

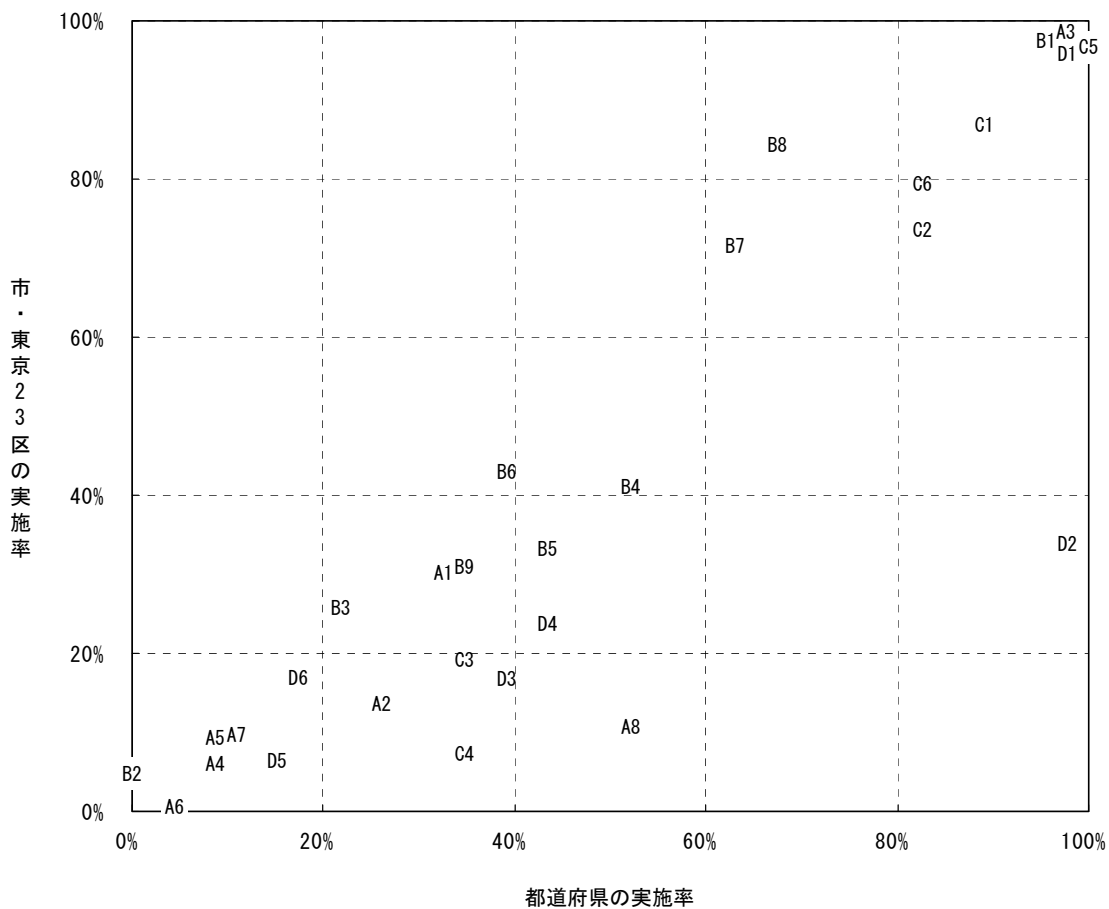


図 V-1 自治体の地震防災施策実施状況

【図 V-1 の凡例】

【住宅・家財の地震損壊に対する施策】		【住民意識向上のための施策】	
A1	耐震診断の援助制度	C1	住民参加型の防災訓練
A2	耐震改修(補強)工事の援助制度	C2	地震防災の社会教育活動
A3	家具類転倒防止対策の実施促進広報	C3	地震防災の住民意識調査
A4	家具類転倒防止対策の援助制度	C4	学校向けの地震防災教育教材作成
A5	ブロック塀の転倒防止の援助制度	C5	自主防災組織への加入促進広報
A6	地盤や家屋基礎の強化工事の援助制度	C6	自主防災組織の活動支援
A7	宅地のがけくずれ防止工事の援助制度		
A8	土砂災害危険箇所の住宅移転の援助制度		
【住宅・家財の地震火災に対する施策】		【自治体内部の取り組み】	
B1	消火器設置の促進広報	D1	地域防災計画への震災対策の記載
B2	消火器設置の援助制度	D2	地震被害想定調査
	市街地の延焼危険軽減施策		地震危険区域の分布調査
B3	建物の不燃化	D3	軟弱地盤区域
B4	空地の確保	D4	土砂災害危険区域
B5	延焼遮断帯の整備	D5	ブロック塀転倒危険区域
B6	消防活動が困難な地域の解消	D6	防災マップ、ハザードマップの作成
B7	消防力の強化		
B8	消防水利の整備		
B9	自主防災組織のポンプの整備		

第Ⅵ章 自治体の地震防災施策実施状況の点数化

1. 検討概要

自治体による住宅・家財の地震被害軽減につながる地震防災施策の実施状況について比較・検討を行うため、「第Ⅴ章 アンケートによる自治体の地震防災施策の現状調査」でまとめたアンケート結果を用いて施策実施状況の点数化を行う。

点数化は、各自治体の地震防災施策への取り組み状況を比較・検討するという観点から、アンケートで基本設問とした各防災施策の実施の有無を尋ねる設問を用いて行うこととし、4つの防災施策種類(①住宅・家財の地震損壊に対する施策, ②住宅・家財の地震火災に対する施策, ③住民意識向上のための施策, ④自治体内部の取り組み)ごとに点数化を行った。

2. 点数化の方法

各自治体の地震施策実施状況の点数化は表Ⅵ-1の方針にしたがい、表Ⅵ-2の防災施策に対して行う。各施策の配点は表Ⅵ-3のように設定する。

表Ⅵ-1 点数化方針

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 4つの防災施策種類ごとに100点満点で評価・ 施策の重みは考慮せず、各設問に等配分して配点を定める・ 施策を実施もしくは費用の一部負担をしていれば、配点全部の点数を得ることとする・ 複数回答の設問は実施施策数に応じて点数を加算する。選択肢「上記以外」にも点数を与える・ 回答のない(無解答)の設問は計算上0点として扱う |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表VI-2 点数化の対象防災施策（基本設問）

施策の種類	基本設問の内容
【①住宅・家財の地震損壊に対する施策】	
耐震診断の援助制度	個人住宅の耐震診断を援助する制度(費用の助成など)を実施しているか
耐震改修(補強)工事の援助制度	個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施しているか
家具類転倒防止対策の実施促進広報	個人住宅における家具類の転倒防止対策(家具類の固定方法・配置方法の解説、転倒防止器具の紹介など)について、住民に広報しているか
家具類転倒防止対策の援助制度	個人住宅における家具類の転倒防止対策を援助する制度を実施しているか
ブロック塀の転倒防止の援助制度	個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策(ブロック塀の改善・改築など)を援助する制度(費用の助成など)を実施しているか
地盤や家屋基礎の強化工事の援助制度	液状化の危険性が高い軟弱地盤地域について、個人住宅の基礎強化工事や地盤強化工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
宅地のがけくずれ防止工事の援助制度	宅地のがけくずれ防止工事に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
土砂災害危険箇所の住宅移転の援助制度	土砂災害のおそれのある区域にある住宅の移転に対する援助を実施しているか
【②住宅・家財の地震火災に対する施策】	
消火器設置の促進広報	一般家庭での消火器の設置を呼びかける住民への広報を実施しているか
消火器設置の援助制度	一般家庭での消火器の設置に対する援助(費用の助成など)を実施しているか
市街地の延焼危険軽減施策	市街地の延焼危険の軽減につながる以下の施策を実施しているか
建物の不燃化	市街地の建物の不燃化(木造密集地域の解消、耐火建築物への建替促進など)
空地の確保	市街地での空地の確保(細い街路の拡幅、公園の整備など)
延焼遮断帯の整備	市街地の延焼遮断帯の整備(幹線道路の整備、沿道の不燃化など)
消防活動が困難な地域の解消	消防活動が困難な地域の解消(狭い道路の解消)
消防力の強化	消防力の強化(消防車両の増強など)
消防水利の整備	消防水利の整備((耐震性)防火水槽の整備、水道の耐震化、プールの活用など)
自主防災組織のポンプの整備	自主防災組織への可搬消防ポンプの整備
【③住民意識向上のための施策】	
住民参加型の防災訓練	住民参加型の地震防災訓練を実施しているか
地震防災の社会教育活動	地震防災についての社会教育活動(住民説明会、講習会など)を実施しているか
地震防災の住民意識調査	地震防災に関する住民意識調査を実施しているか
学校向けの地震防災教育教材作成	地震防災についての学校用学習教材を作成しているか
自主防災組織への加入促進広報	自主防災組織への参加を呼びかける住民への広報を実施しているか
自主防災組織の活動支援	自主防災組織の活動を支援する施策を実施しているか
【④自治体内部の取り組み】	
地域防災計画への震災対策の記載	地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載しているか
地震被害想定調査	地震被害想定調査を実施しているか
地震危険区域の分布調査	地震により被害を受ける危険性の高い区域(住宅)の調査を行っているか
軟弱地盤区域	地震による液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の調査
土砂災害危険区域	地震による土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の調査
ブロック塀転倒危険区域	地震によるブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の調査
防災マップ、ハザードマップの作成	地震災害の防災マップ・ハザードマップを作成しているか

表VI-3 点数化のための施策別配点表

(施策の種類・設問の選択肢)		配点	得点	(施策の種類・設問の選択肢)		配点	得点	
【住宅・家財の地震損壊に対する施策】				【住宅・家財の地震火災に対する施策】				
耐震診断の援助制度		12.5	12.5	消火器設置の促進広報〔複数回答〕		100	11.1	
1	実施している			1	広報誌(定期発行)に掲載している			2.2
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			2	ホームページに掲載している			2.2
3	実施していない	0	3	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している	2.2			
耐震改修(補強)工事の援助制度		12.5	12.5	4	パンフレットを作成し、行政窓口において(希望者に配布している)			2.2
1	実施している			5	上記以外の方法で実施している			2.2
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			6	広報を実施していない	0		
3	実施していない	0	消火器設置の援助制度					
家具類転倒防止対策の実施促進広報〔複数回答〕		12.5	2.5	1	実施している	11.1	11.1	
1	広報誌(定期発行)に掲載している			2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			0
2	ホームページに掲載している			3	実施していない			0
3	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している			市街地の延焼危険軽減施策		77.7	実施していれば 各11.1	
4	パンフレットを作成し、行政窓口において(希望者に配布している)				建物の不燃化			
5	上記以外の方法で実施				空地の確保			
6	広報を実施していない		延焼遮断帯の整備					
家具類転倒防止対策の援助制度		12.5	12.5		消防活動が困難な地域の解消			
1	実施している				消防力の強化			
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している				消防水利の整備			
3	実施していない	0		自主防災組織のポンプの整備				
ブロック塀の転倒防止の援助制度		12.5	12.5	【住民意識向上のための施策】				
1	実施している			住民参加型の防災訓練		16.7	16.7	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			1	定期的を実施している			
3	実施していない	2	定期的ではないが、必要に応じて実施している					
地盤や家屋基礎の強化工事の援助制度		12.5	12.5	3	実施していない	0		
1	実施している			地震防災の社会教育活動		16.7	16.7	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			1	定期的を実施している			
3	実施していない	2	定期的ではないが、必要に応じて実施している					
宅地のがけずれ防止工事の援助制度		12.5	12.5	3	実施していない	0		
1	実施している			地震防災の住民意識調査		16.7	16.7	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			1	定期的を実施している			
3	実施していない	2	定期的ではないが、必要に応じて実施している					
土砂災害危険箇所の住宅移転の援助制度		12.5	12.5	3	実施していない	0		
1	実施している			学校向けの地震防災教育教材作成		16.7	16.7	
2	市区町村(都道府県)が行う援助制度に費用を助成している			1	作成している			
3	実施していない	2	作成していない					
【自治体内部の取り組み】				自主防災組織への加入促進広報〔複数回答〕				
地域防災計画への震災対策の記載		16.7	16.7	1	広報誌(定期発行)に掲載している	16.7	3.3	
1	震災対策編を設けて(他の災害と区分して)記載している			2	ホームページに掲載している		3.3	
2	他の災害と編を分けずに記載している			3	パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している		3.3	
3	特に記載していない			4	パンフレットを作成し、行政窓口において(希望者に配布している)		3.3	
地震被害想定調査		16.7	16.7	5	上記以外の方法で実施	3.3		
1	実施している			6	広報を実施していない	0		
2	実施していない			0	自主防災組織の活動支援			
地震危険区域の分布調査		50.1	実施していれば 各16.7	1	実施している	16.7	16.7	
	軟弱地盤区域			2	市区町村(都道府県)が行う支援制度に費用を助成している			
	土砂災害危険区域			3	実施していない			
	ブロック塀転倒危険区域				0			
防災マップ、ハザードマップの作成		16.7	16.7					
1	作成している							
2	作成していない	0						

3. 点数化結果（都道府県別）

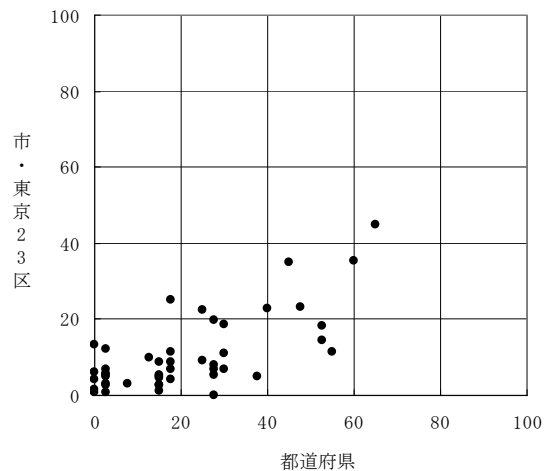
各自治体の地震施策実施状況について、上記の方針にしたがい4つの防災施策種類ごとに算出した都道府県別の点数化結果を以下に示す。なお、市・東京23区の点数は、同一県内の各自治体の点数化結果の単純平均を使用する。

3-1. 住宅・家財の地震損壊に対する施策

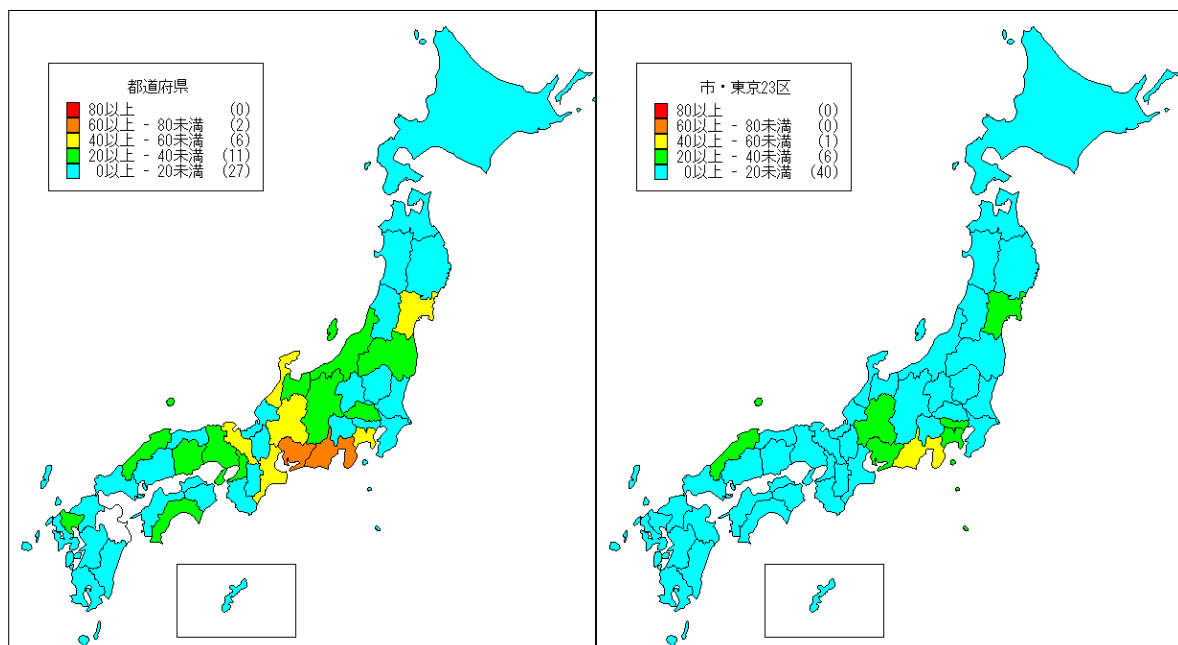
都道府県の点数（図VI-2 左）は、東海地方とその周辺が高く、北日本と西日本に低い県が多い。県別には、静岡県が最も高く、次いで愛知県、石川県、三重県、京都府、岐阜県、宮城県が高い。

市・東京23区の点数（図VI-2 右）も東海地方とその周辺が高い。県別には、静岡県や愛知県、宮城県の順に高い。

都道府県と市・東京23区の点数を比較すると、県の点数が高い地域で市区の点数も高くなっており、相関が見られる（図VI-1）。



図VI-1 点数化結果の比較



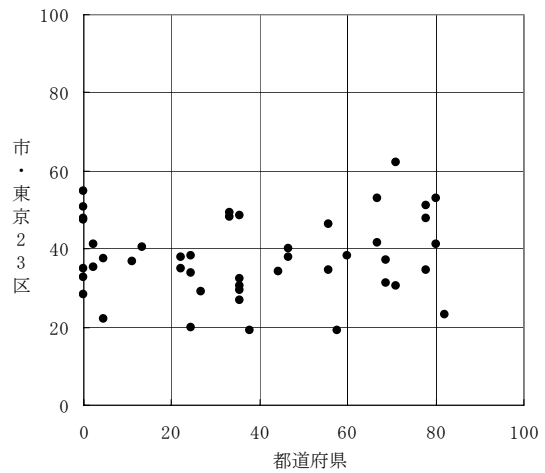
図VI-2 点数化結果

3-2. 住宅・家財の地震火災に対する施策

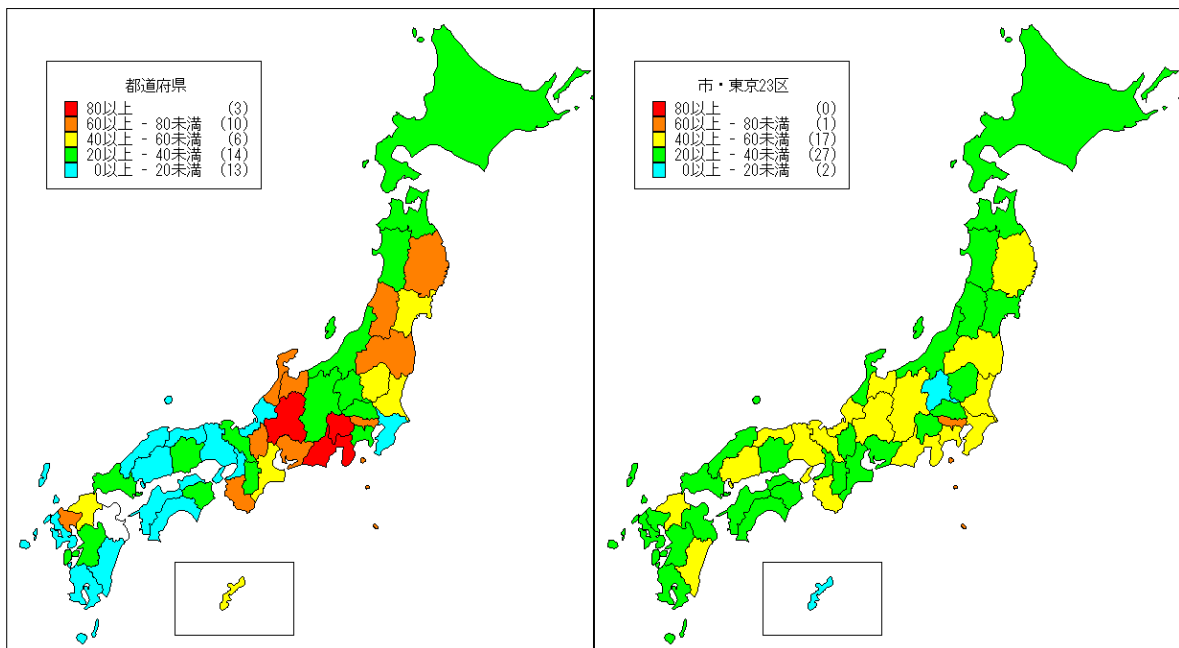
都道府県の点数は、山梨県が最も高く、次いで静岡県、岐阜県、福島県、富山県、滋賀県が高い。西日本に点数が低い県が多い。

市・東京23区の点数は、東京都が最も高いが、ほぼ全県が20～60点の間に収まっており、地域的な差は小さい。それでも全体的な傾向としては、北日本と西日本に点数の低い県が多い。

都道府県と市・東京23区の点数を比較すると、特に相関は見られない。



図VI-3 点数化結果の比較



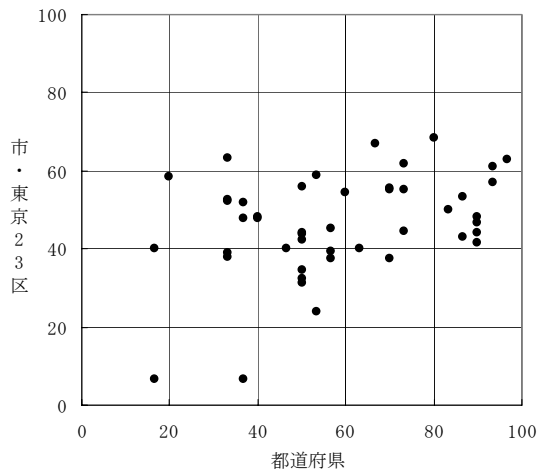
図VI-4 点数化結果

3-3. 住民意識向上のための施策

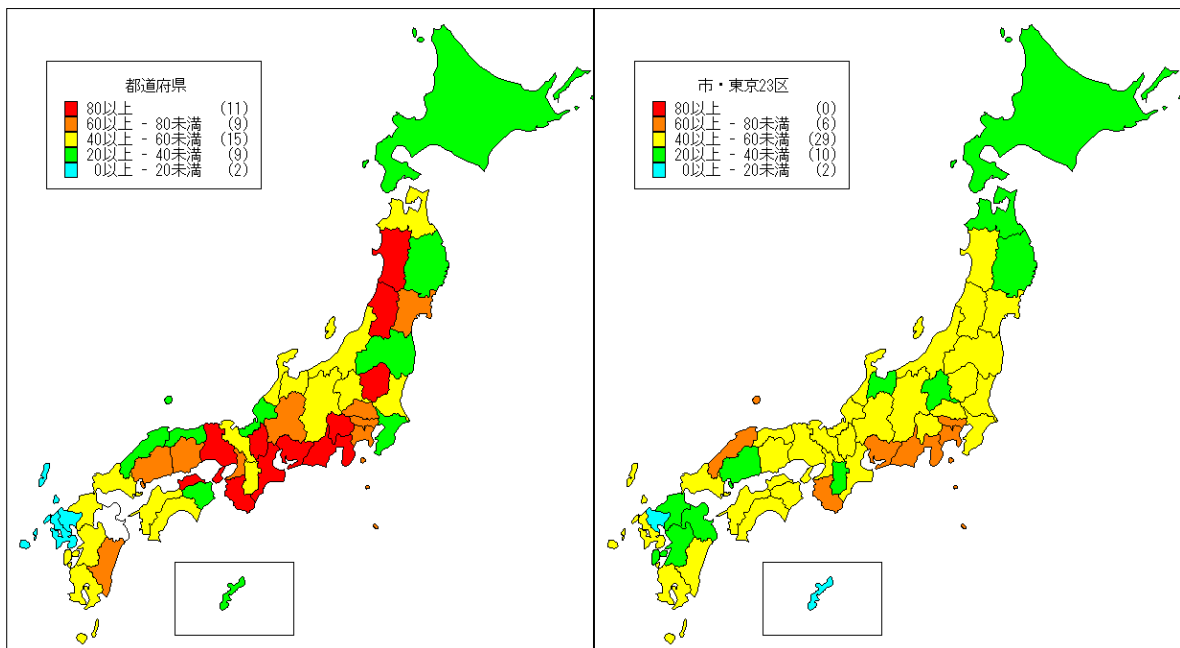
都道府県の点数は、東海地方とその周辺が高いが、全国的に見ても点数が高い。県別には愛知県が最も高く、次いで静岡県、兵庫県、栃木県、滋賀県、香川県、秋田県が高い。

市・東京23区の点数は、東海地方が高い。県別には和歌山県が最も高く、次いで神奈川県、鳥取県、東京都が高い。

都道府県と市・東京23区の点数を比較すると、若干正の相関が見られる。



図VI-5 点数化結果の比較



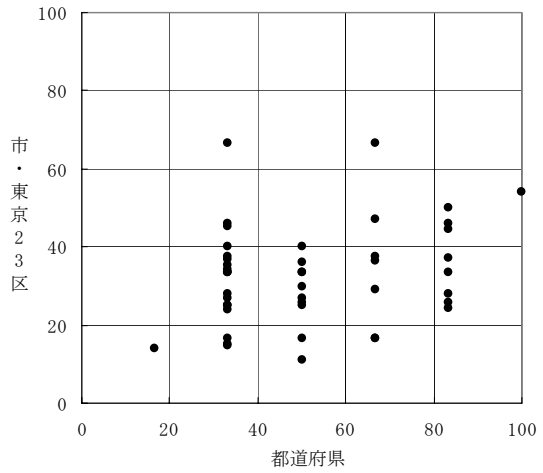
図VI-6 点数化結果

3-4. 自治体内部の取り組み

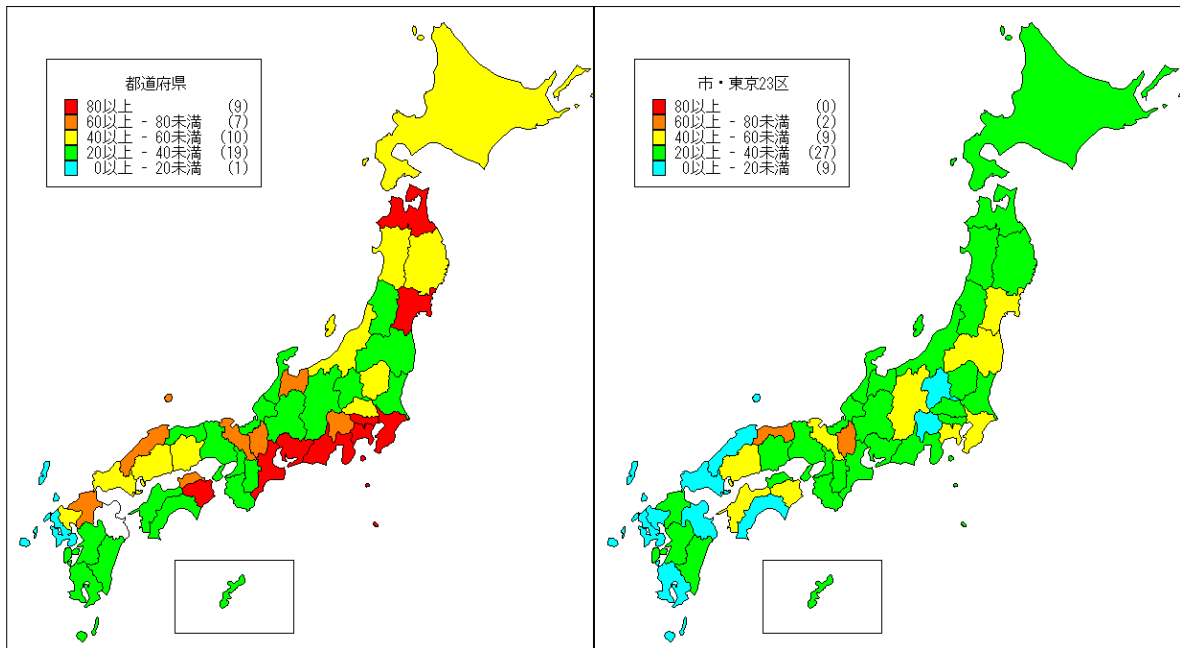
都道府県の点数は、東海地方とその周辺が高い。県別では千葉県が最も高く、次いで青森県、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、徳島県が高い。

市・東京23区の点数は、滋賀県と鳥取県の点数が高いが、全国的に点数の低い県が多く、特に西日本に点数の低い県が多い。

都道府県と市・東京23区の点数を比較すると、若干正の相関が見られる。



図VI-7 点数化結果の比較

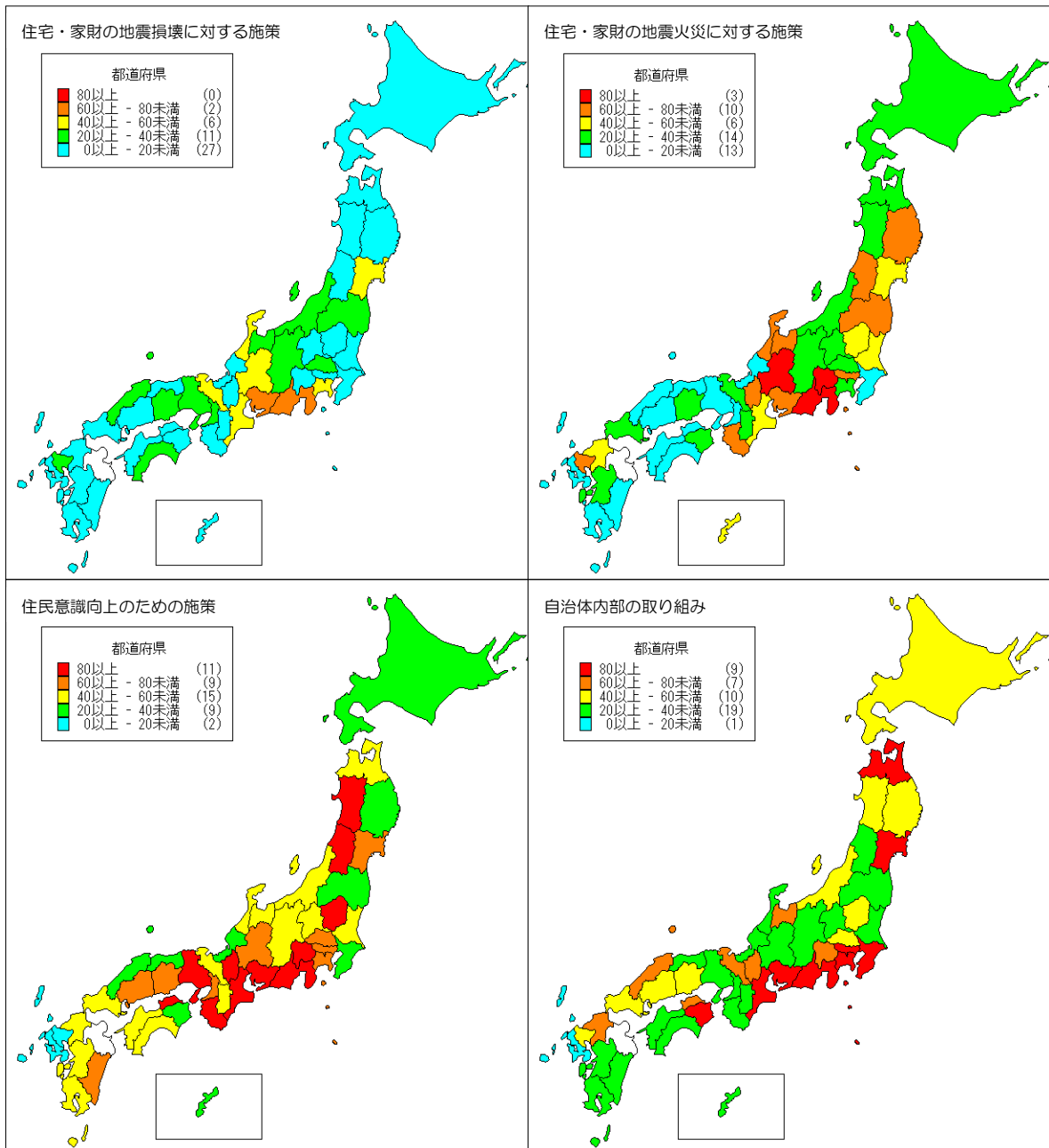


図VI-8 点数化結果

3-5. 防災施策種類別の点数化結果

(1) 都道府県

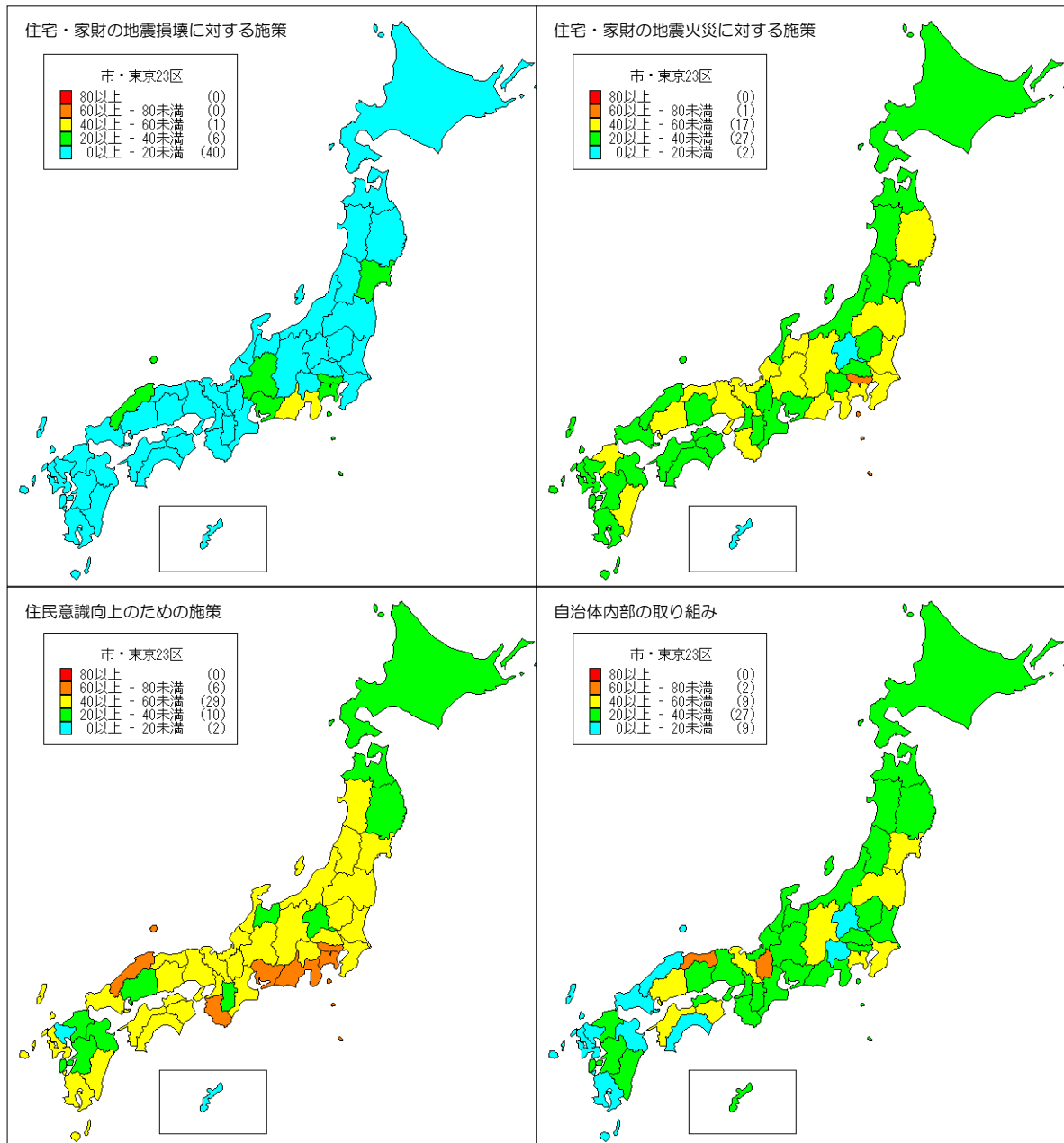
都道府県の点数化結果を4つの防災施策種類別に比較すると、全国的には「住民意識向上のための施策」と「自治体内部の取り組み」の点数が高い。地方別には、東海地方の点数が全ての施策種類で高い。



図VI-9 防災施策種類別の点数化結果（都道府県）

(2) 市・東京23区

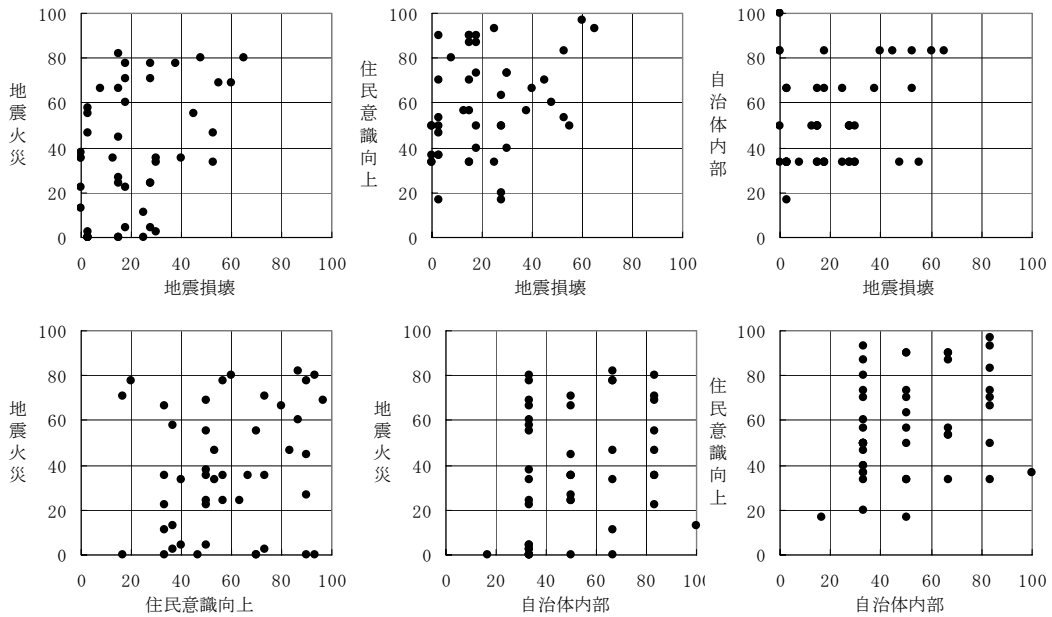
市・東京23区の点数化結果を4つの防災施策種類別に比較すると、全国的には「住民意識向上のための施策」と「住宅・家財の地震火災に対する施策」の点数が高い。地方別には、東海地方とその周辺地域の点数が高い傾向が見られるが、都道府県の結果と比べると点数は全体に低目で、地域的な格差もそれほど大きくない。



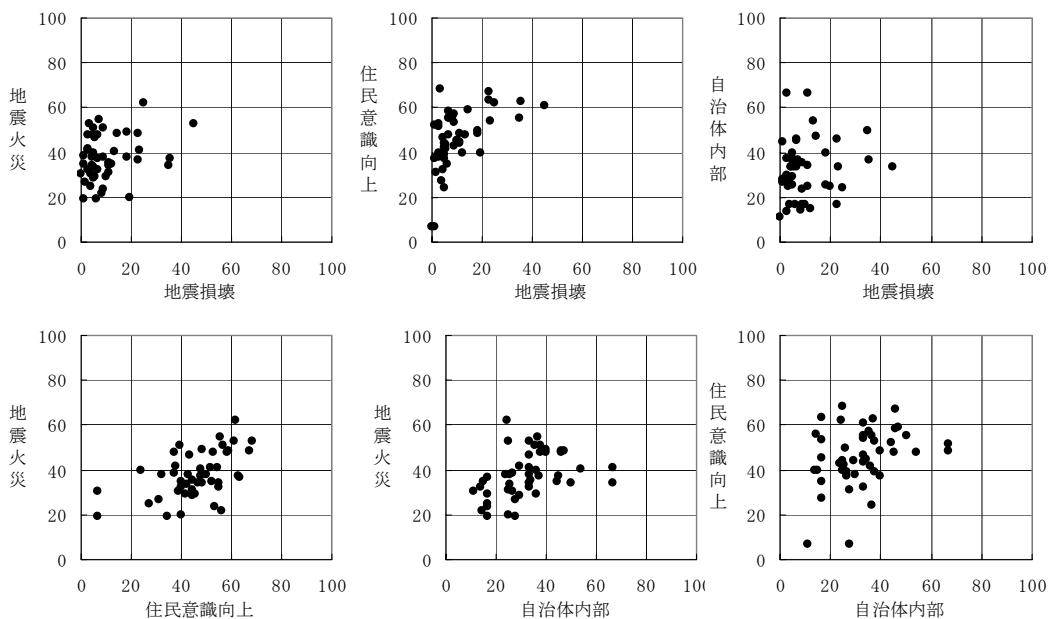
図VI-10 防災施策種類別の点数化結果（市・東京23区）

(3) 防災施策種類間の比較

都道府県，市・東京23区の点数化結果について4つの防災施策種類間の比較を行う．下図を見ると，都道府県，市・東京23区ともに地震損壊に対する施策の点数が低くなっていることが分かる．また，都道府県では施策種類間のはっきりとした相関は見られないが，市・東京23区では若干正の相関が見られる．



図VI-11 防災施策種類別の点数化結果（都道府県）



図VI-12 防災施策種類別の点数化結果（市・東京23区）

4. 点数化結果による地震防災施策実施状況の検討

算出した各自治体の地震施策実施状況の点数化結果について、

- ① 地震対策の指定地域別
- ② 自治体種別
- ③ 自治体の人口規模別

の3つの切り口から検討を行う。

なお、検討に用いる区分別の点数は、各自治体の点数化結果の単純平均を使用する。

4-1. 地震対策の指定地域別による検討

地震対策の指定地域別としては、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）および東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」）の指定状況別に区分し検討を行う。

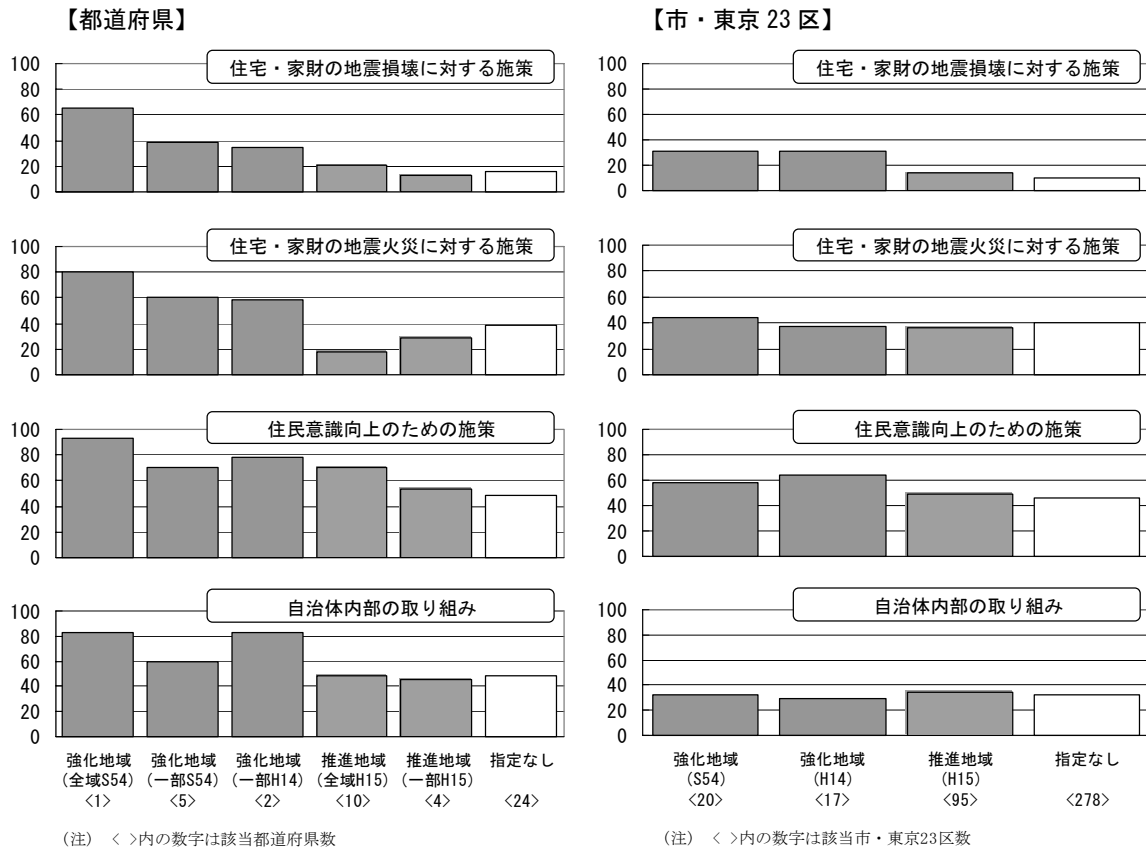
都道府県については、地域指定が県全域のものと一部のもので区分し、地域指定の時期（強化地域は昭和54年と平成14年、推進地域は平成15年）についても区分する。強化地域と推進地域の両方にかかる県は指定時期の早い強化地域に分類する。市・東京23区については、強化地域・推進地域と地域指定の時期で区分する。

点数化結果（図VI-13、表VI-4、表VI-5）を見ると、都道府県では全ての防災施策種類で強化地域の点数が高くなっている。推進地域は指定が最近のためか指定なしの地域と比べて点数が高いとはいえない。

市・東京23区では、「住宅・家財の地震損壊に対する施策」「住宅・家財の地震火災に対する施策」「住民意識向上のための施策」の3グループで強化地域（特に昭和54年地域指定）の点数が高くなっている。「自治体内部の取り組み」は指定地域別の差はほとんど見られない。推進地域は県の場合と同様に指定なしの地域と比べて点数が高いとはいえない。

県と市・東京23区で傾向が異なる理由としては、調査対象とした防災施策の中に財政規模の大きい県の担当施策として県と市・東京23区で実施主体を棲み分けている施策の存在する可能性が考えられる^(注)。

(注) 県の実施率が市・東京23区と比べて特に高い施策としては、「地震防災の社会教育活動」「地震防災の住民意識調査」「学校向けの地震防災教育教材作成」「地震被害想定調査」などが挙げられる。これらの施策はいずれも相応の予算と人員が必要となる施策であると考えられる。



図VI-13 点数化結果

表VI-4 点数化結果（都道府県）

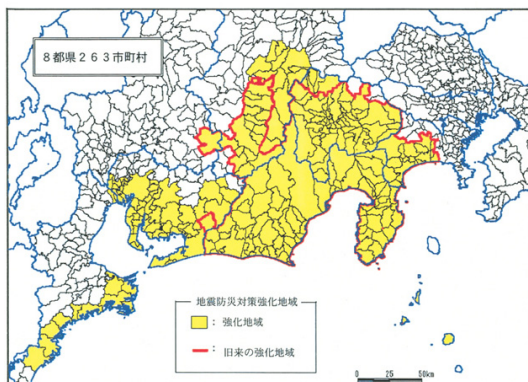
指定地域	指定範囲	指定時期	自治体数	住宅・家財の地震損壊に対する施策	住宅・家財の地震火災に対する施策	住民意識向上のための施策	自治体内部の取り組み
強化地域	全域	S54年	1	65.0	80.0	93.3	83.3
	一部	S54年	5	38.5	60.0	70.0	60.0
		H14年	2	35.0	58.9	78.3	83.3
推進地域	全域	H15年	10	20.3	17.8	70.0	48.3
	一部	H15年	4	13.1	28.9	53.3	45.8
指定なし	—	—	24	15.9	38.7	48.8	48.6

表VI-5 点数化結果（市・東京23区）

指定地域	指定時期	自治体数	住宅・家財の地震損壊に対する施策	住宅・家財の地震火災に対する施策	住民意識向上のための施策	自治体内部の取り組み
強化地域	S54年	20	31.1	44.4	57.8	32.5
	H14年	17	31.0	37.3	64.3	29.4
推進地域	H15年	95	14.1	36.7	49.5	34.0
指定なし	—	278	10.1	39.9	45.9	32.1

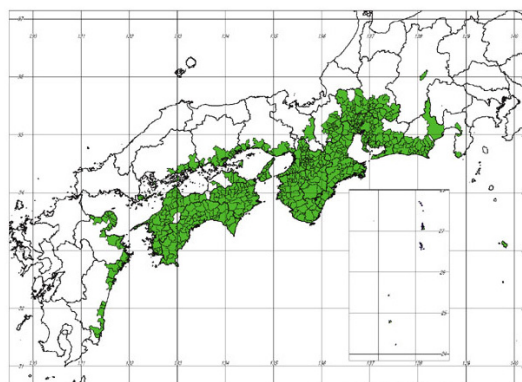
※強化地域と推進地域の両方にかかる県は指定時期の早い強化地域に分類

【参考図】 地震防災対策強化地域



(平成15年版 防災白書より)

東南海・南海地震防災対策推進地域



出典：中央防災会議（平成15年12月16日）資料

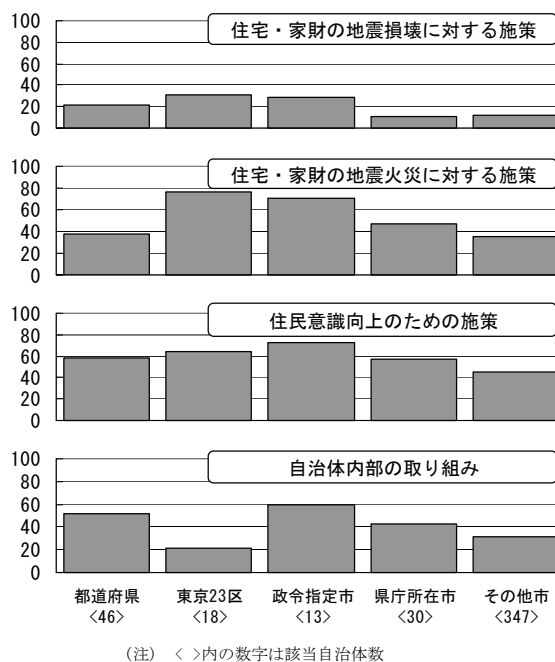
(平成16年版 防災白書より)

4-2. 自治体種別による検討

都道府県，市・東京23区について自治体種別に区分し検討を行う。なお，図表中の県庁所在市は政令指定市と重複する11自治体を除外して集計している。

点数化結果を見ると，全ての防災施策種類で政令指定市の点数が高くなっている。

東京23区も全般的に点数が高いが，「自治体内部の取り組み」だけが点数が低くなっている。この理由としては，本研究で自治体内部の取り組みとした施策は東京都の事業として行われている可能性が考えられる。



図VI-14 点数化結果

表VI-6 点数化結果

		自治体数	住宅・家財の地震損壊に対する施策	住宅・家財の地震火災に対する施策	住民意識向上のための施策	自治体内部の取り組み
都道府県		46	21.0	37.4	58.3	51.8
市・東京23区	東京23区	18	30.7	76.2	64.4	21.3
	政令指定市	13	28.1	70.9	73.1	59.0
	県庁所在市	30	11.2	46.7	56.6	42.2
	その他市	347	11.6	35.7	45.8	31.4

4-3. 人口規模別による検討

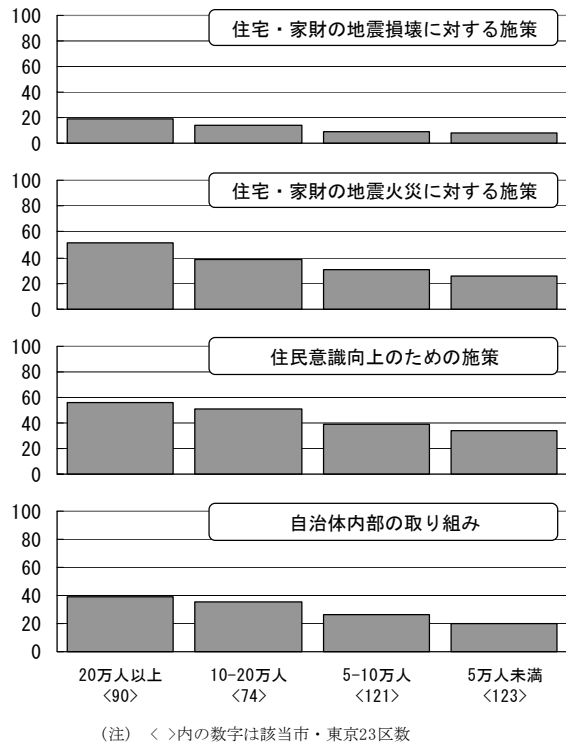
市・東京23区について人口規模別に区分し検討を行う。

点数化結果をみると、全ての防災施策種類について人口の多い自治体ほど点数が高くなっている。

この理由としては、

- ・人口が多い自治体ほど財政規模が大きいため地震防災対策に積極的に取り組むことができる
- ・人口の少ない自治体では地震危険度の高い地域（密集市街地等）の居住人口が少なく地震防災対策の必要性が相対的に低い

などが考えられる。



図VI-15 点数化結果（市・東京23区）

表VI-7 点数化結果（市・東京23区）

	自治体数	住宅・家財の地震損壊に対する施策	住宅・家財の地震火災に対する施策	住民意識向上のための施策	自治体内部の取り組み
20万人以上	90	18.6	51.7	56.2	39.1
10-20万人	74	14.2	38.9	51.3	35.4
5-10万人	121	9.5	30.7	39.2	26.7
5万人未満	123	7.7	25.5	33.6	20.4

第七章 まとめ

1. 調査研究のまとめ

本研究では、住宅・家財の地震被害軽減という視点から、全国の地方自治体により実施されている地震防災施策について調査・検討を行った。

各章での検討内容を以下にまとめる。

- ・第Ⅰ章では、研究目的や対象とする防災施策、研究の流れなどについてまとめた。
- ・第Ⅱ章では、自治体により実施されている地震防災施策について地域防災計画やホームページ等を調査し、住宅・家財の地震被害軽減につながる施策を抽出・整理した。

その結果、住宅・家財の地震被害軽減に何らかの形でつながると考えられる防災施策には非常に多くの種類が存在することが分かった。土砂災害危険に対する施策や消防力向上施策、地域延焼危険の軽減除去施策の種類が特に多く、一方、既存住宅の耐震性能向上施策や家財の被害軽減施策、住宅の出火危険軽減施策の種類は少ない。

- ・第Ⅲ章では、自治体による地震防災施策の実施状況について調査・公表している事例を調査し、参考となる事例として以下の8調査について内容や調査結果を整理した。
 - 内閣府「地震防災施設の現状に関する全国調査」
 - 総務省消防庁「震災対策の現況」
 - 総務省消防庁「地方防災行政の現況」
 - 内閣府「地震防災体制の現状に関する全国調査」
 - 総務省消防庁「消防年報」
 - 国土交通省「重点密集市街地の調査」
 - 国土交通省「耐震診断・改修支援制度の調査」

国により多くの地震防災施策について実施状況が調査・公表されているが、住宅・家財の地震被害軽減を主眼としている施策は非常に少ない。

- ・第Ⅳ章では、自治体の地震防災対策の進展度や充実度、地震災害に対する防災力・被害軽減能力について評価している調査研究事例があるかを調査し、以下の項目について内容や調査結果を整理した。
 - 国・自治体による調査研究事例
 - ・総務省消防庁「地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針」
 - ・静岡県「市町村防災体制実情調査」
 - 自治体の地震被害想定における防災対策の効果
 - 自治体による地震防災対策の政策評価
 - 学術研究の事例

- ・第V章では、全国の都道府県および市・東京23区を対象にアンケートを実施し、住宅・家財の地震被害軽減につながる地震防災施策の実施状況を調査した。454自治体から回答を得ることができ、回答結果を用いて施策ごとに実施状況の特徴を検討した。

その結果、施策により実施状況に大きな差があることが分かった。全体的な傾向は表V-28 (p.77) にまとめているが、県・市区ともに実施率が非常に高い施策は「家具類転倒防止対策の実施促進広報」「消火器設置の促進広報」「自主防災組織への加入促進広報」「地域防災計画への震災対策の記載」となっている。

- ・第VI章では、アンケート調査結果を用いて4つの施策種類（住宅・家財の地震損壊に対する施策、住宅・家財の地震火災に対する施策、住民意識向上のための施策、自治体内部の取り組み）別に実施状況の点数化を行い、その結果を用いて、都道府県別、地震対策の指定地域別、自治体の人口規模別等の切り口から特徴を検討した。

都道府県別では、県・市区ともに東海地方および周辺地域の点数（施策実施率）が高くなっている。地震対策の指定地域別では、強化地域の点数が高いが、推進地域は地域指定なしの地域と比べて点数が高いとはいえない。自治体の人口規模別には、全ての防災施策種類について人口の多い自治体ほど点数が高くなっている。

2. 今後の課題

本研究の今後の課題としては次のようなものが挙げられる。

- (1) 防災施策の地震被害軽減への効果を見るためには、施策の実施実績を把握することが非常に重要である。本研究では幅広い防災施策を調査対象としたため個々の施策の実績値を十分に把握することができなかった。調査対象施策を絞った調査を行い、実績値や被害軽減効果を把握していく必要がある。
- (2) 住民により自主的に取り組まれる家庭内での防災対策（例えば、住宅の耐震補強や家具の固定）の地震被害軽減への効果は非常に大きいと考えられる。本研究では実態の把握が難しいため調査対象外としたが、住民の自主的な防災対策についても実施状況や被害軽減効果を把握していく必要がある。
- (3) 自治体による防災対策は、地域の実状や災害特性に即して推進されている。地震危険が最重要課題の地域もあるが、台風、豪雨、豪雪等の災害危険がより重要な地域もある。地域の災害特性と各種災害対策の中での地震防災対策の優先度の関連を更に検討していく必要がある。

参 考 文 献

国・地方自治体のホームページ

【国・自治体等の調査報告資料】

内閣府：地震防災施設の現状に関する全国調査，2003

内閣府：地震防災体制の現状に関する全国調査，2003

総務省消防庁：地方公共団体の地域防災力・危機管理能力評価指針の策定 調査報告書，
2003

総務省消防庁：地方防災行政の現況，2003

総務省消防庁：震災対策の現況，2003

総務省消防庁：消防年報，2001

自治省消防庁：地方公共団体における防災対策の点検システムに関する調査研究，2000

静岡県：平成12年度市町村防災体制実情調査報告書，2001

東京消防庁防災部：東京都直下の地震を踏まえた地域防災力向上策等震災対策の在り方
(火災予防審議会答申)，1995

国土庁：地震被害想定支援マニュアル，1997

FEMA：State Capability Assessment for Readiness，1997

総務省：政策評価に関する標準的ガイドライン，2001

総務省：政策評価に関する基本方針，2001

国土交通省：国土交通省政策評価基本計画，2002

【国・自治体の防災計画】

中央防災会議：防災基本計画，2001

山形県防災会議：山形県地域防災計画 震災対策編，1999

埼玉県防災会議：埼玉県震災対策計画（埼玉県地域防災計画別編），1999

東京都：第6次東京都震災予防計画，1996

東京都：防災都市づくり推進計画，1997

東京都防災会議：東京都地域防災計画 震災編，1998

新潟県防災会議：新潟県地域防災計画 震災対策編，1998

静岡県防災会議：静岡県地域防災計画 震災対策編，1999

静岡県：静岡県地震対策アクションプログラム2001，2001

福岡県防災会議：福岡県地域防災計画 震災対策編，1999

佐賀県：佐賀県地域防災計画 第3編 震災対策，1997

沖縄県防災会議：沖縄県地域防災計画 地震編，1999

鹿沼市防災会議：鹿沼市地域防災計画 震災編・風水害等編，1999
戸田市防災会議：戸田市地域防災計画 震災対策編，1999
八王子市防災会議：八王子市地域防災計画 本編，1998
立川市防災会議：立川市地域防災計画 総則・災害予防計画編，1999
町田市防災会議：町田市地域防災計画 本編，1999
横浜市防災会議：横浜市防災計画 震災対策編，1999
大和市防災会議：大和市地域防災計画，1997
上越市防災会議：上越市地域防災計画 震災編，2000
静岡市防災会議：静岡市地域防災計画 東海地震対策編，2000
名古屋市防災会議：名古屋市地域防災計画 地震対策編，1999
枚方市防災会議：枚方市地域防災計画 総則・災害予防対策編，1998
神戸市防災会議：神戸市地域防災計画 総括 地震対策編，2000
大野城市防災会議：大野城市地域防災計画，2000
那覇市防災会議：那覇市地域防災計画 地震災害編，1998

【自治体の地震被害想定調査】

青森県：青森県地震・津波被害想定調査 報告書，1997
岩手県：岩手県地震被害想定調査に関する報告書，1998
秋田県：秋田県地震被害想定調査報告書，1997
宮城県：宮城県地震被害想定調査業務に関する報告書（概要版），1997
福島県：福島県地震・津波被害想定調査 概要版，1998
群馬県：群馬県地震被害想定調査 概要版報告書，1998
栃木県：栃木県直下の地震被害想定調査 報告書，1995
茨城県：平成9年度 茨城県地震被害想定調査 報告書，1998
埼玉県：埼玉県地震被害想定調査報告書 概要版，1999
千葉県：直下型地震等対策調査追加調査報告書，1996
東京都：東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書（被害想定手法編），1997
新潟県：新潟県地震被害想定調査報告書，1998
富山県：地震調査報告書，1998
福井県：福井県地震被害予測調査報告書，1997
山梨県：山梨県地震被害想定調査報告書，1996
長野県：長野県地震対策基礎調査報告書，2002
静岡県：第3次地震被害想定結果，2001
三重県：三重県地域防災計画被害想定調査報告書手法解説編，1997
岐阜県：岐阜県地震被害想定調査報告書（概要版），1998
滋賀県：滋賀県域における直下型地震の被害想定調査報告書，1995

大阪府：大阪府地震被害想定調査報告書，1997
兵庫県：兵庫県地震被害想定調査報告書，1999
広島県：広島県地震被害想定調査報告書（平成7・8年度調査），1997
岡山県：岡山県地震被害想定概要調査業務委託報告書，1995
山口県：被害想定報告書，1997
徳島県：徳島県地震防災アセスメント報告書，1997
香川県：香川県地震被害想定調査の概要，1997
福岡県：地震に関する防災アセスメント調査報告書，1997
長崎県：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書，1998
宮崎県：宮崎県地震被害想定調査報告書，1997
鹿児島県：鹿児島県地震被害予測調査報告書，1997
沖縄県：沖縄県地震被害想定調査概要報告書，1997
札幌市：札幌市想定地震被害評価調査報告書，1997
仙台市：仙台市防災都市づくり基本計画，1997
成田市：平成7年度 成田市総合防災調査 報告書概要版，1996
川崎市：川崎市地震被害想定調査報告書 近距離地震の追加検討，1997
名古屋市：名古屋市地震被害想定調査報告書，1997
京都市：京都市地震被害想定，1997
広島市：広島市大規模地震被害想定調査報告書（概要），1997
新居浜市：新居浜市防災アセスメント策定業務報告書（基礎アセスメント調査編），1997

【学術研究】

天国邦博・笠谷学・荏本孝久・望月利男：地震災害脆弱性の地域間相対比較の分析，地域安全学会梗概集No.11，2001
天国邦博・荏本孝久・望月利男：地震災害の脆弱性に関する都市間比較の試みー政令指定都市を事例としてー，自然災害科学Vol.18 No.4，2000
天国邦博・漆間惚人・笠谷学・荏本孝久・望月利男：都道府県別自然災害統計のデータベース構築とマクロ分析，地域安全学会論文集No.1，1999
笠谷学・天国邦博・荏本孝久・望月利男：都道府県別を対象とした自然・社会・経済的指標の時系列変化と地域特性の分析，地域安全学会梗概集No.9，1999
天国邦博・荏本孝久・望月利男・呂恒俊：地震防災ポテンシャルと被害額に関する一考察，地域安全学会論文報告集No.7，1997
天国邦博・神頭綾子・荏本孝久・望月利男：地震防災ポテンシャルの評価手法に関する基礎的研究ー大都市の防災性に対する定量評価ー，地域安全学会論文報告集No.6，1996

- 太田裕・小山真紀：小さな地震の直後防災対応－愛知県・市町村の場合－，東濃地震科学研究所報告 Seq. No.9 地震防災分野－地域防災対応力調査特集－，(財)地震予知総合研究振興会，2002
- 小山真紀・太田裕・久世益充：東海3県における市町村を単位とする地震防災対応力の調査，東濃地震科学研究所報告Seq. No.9 地震防災分野－地域防災対応力調査特集－，(財)地震予知総合研究振興会，2002
- 小山真紀・太田裕・西田良平：2000年鳥取県西部地震被災域における市町村を単位とする地震防災対応力の調査，東濃地震科学研究所報告 Seq. No.9 地震防災分野－地域防災対応力調査特集－，(財)地震予知総合研究振興会，2002
- 太田裕・小山真紀・高井博雄・久世益充：県・市町村を単位とする地震防災対応力の調査(1)，地域安全学会梗概集No.12，2000
- 清家規・多賀直恒：社会生活統計指標に基づく行政区別地震災害脆弱性評価，日本建築学会構造系論文集第528号，2000
- 多賀直恒・清家規：統計データを用いた自治体別地震災害脆弱性評価 その1 対象とする自治体と地震災害脆弱性の評価基準，日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)，1999
- 多賀直恒・清家規：統計データを用いた自治体別地震災害脆弱性評価 その2 自治体別地震災害脆弱性の評価事例と考察，日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)，1999
- 古田隆彦・酒井均：都市規模別地域防災力の研究，(株)社会工学研究所，1985
- 山本実・室崎益輝・大西一嘉：広域避難における地域防災力に関する研究，日本建築学会大会学術講演梗概集(九州)，1999

【その他】

- 都市防災実務ハンドブック編集委員会：都市防災実務ハンドブック，1997
- 京都大学防災研究所編：地域防災計画の実務，1997

[付録]

自治体の地震防災施策実施状況調査
アンケート調査票（都道府県用）

地震防災に関するアンケート 調査票<表書>

● はじめに

このアンケートは、地震被害（特に個人住宅や家具類の被害）の軽減につながると考えられる防災施策について、全国の自治体の実施状況をお尋ねするものです。質問の内容等につきましてご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡下さいますようお願いいたします。

調査企画 <調査の趣旨についての問い合わせ先>
損害保険料率算出機構 研究部 研究グループ [担当：吉村]
Tel : 03-3233-4418 Fax : 03-5281-1053

調査委託先 <質問の内容・回答方法についての問い合わせ先>
国際航業株式会社 防災部 防災情報グループ [担当：鈴木・手塚]
Tel : 042-583-3116 Fax : 042-583-3941 (調査票返信先)

● アンケート調査票<本紙>の返信について

■返信の方法：調査票<本紙>の返信方法は、①郵送 ②FAX のいずれでも結構です。

①郵送の場合：同封の封筒に調査票<本紙>を入れてご発送下さい（切手は不要です）。

②FAXの場合：下記の番号あてに調査票<本紙>の全ページをご送信下さい。

FAX 番号：042-583-3941 国際航業(株) 防災部 防災情報グループ[担当:鈴木・手塚]

■返信の期限：誠に勝手ながら、本調査票は10月31日(金)までにご返信下さい。

● アンケート調査票<本紙>の質問項目について

調査票<本紙>は計13ページで構成されており、質問内容の概要は、下表のようになっております。なお、アンケートの回答に際しましては、貴部署ではご回答いただけない事項もあるかと存じます。その場合は他部署へのご照会の労をおとりいただければ幸甚に存じます。

質問番号	ページ	質問の概要
問1	2	地域防災計画における地震災害対策の記載
問2	2	地震被害想定調査の実施
問3	2	地震危険度の高い区域(住宅)の調査(液状化, 土砂災害, ブロック塀)
問4	2	地震災害についての防災マップ・ハザードマップの作成
問5	3	住民参加型の地震防災訓練
問6	3	地震防災についての社会教育活動(住民説明会, 講習会など)
問7	3	地震防災に関する住民意識調査
問8	3	地震防災についての学校用学習教材の作成
問9	4	個人住宅の耐震診断を援助する制度
問10	5	個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度
問11, 12	7	個人住宅における家具類の転倒防止対策
問13	8	個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策
問14	8	軟弱地盤地域の個人住宅の基礎強化工事等に対する援助制度
問15	9	宅地のがけくずれ防止工事に対する援助制度
問16	10	土砂災害危険区域にある住宅の移転に対する援助制度
問17, 18	11	自主防災組織の活動
問19, 20	12	一般家庭での消火器の設置
問21	13	市街地の延焼危険の軽減につながる施策

地震防災に関するアンケート 調査票<本紙>

● 回答して頂く方のご連絡先

最初に、アンケートに回答して頂く方のご連絡先を、下の表にご記入下さい。

後日、ご記入頂いた連絡先に本調査の結果をまとめた資料をお送りいたします。なお、ご記入頂いた連絡先については、外部への流出等、ご迷惑のかからぬようにいたすことをお約束します。

部 署 名	
お 名 前	
役 職	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mailアドレス	

調査を行う国際航業株式会社は、経済産業省の外郭体である（財）日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマーク使用事業者の認定（認定番号第A820046（01）号）を取得しています。本調査においても、情報の保護に関する実践遵守計画（コンプライアンス・プログラム）に則って、情報の適切な保護に努めます。



● 回答にあたっての注意事項

- ・ **現在の施策の実施状況**をお答え下さい。設問中の施策について、以前に行っていたことがあるが現在行っていない場合は、「実施していない」に○印をお付け下さい。
- ・ **貴自治体が実施主体でない施策**（例えば、市区町村で対応している施策）は「実施していない」に○印をお付け下さい。

調査票<本紙>の返信は、全ページ(計13ページ)をまとめてお願い致します。

■ 地域防災計画・地震被害想定調査などについておたずねします

問1 地域防災計画の中で地震災害対策(震災対策)を記載していますか。(○印は1つ)

- 1 震災対策編を設けて(他の災害と区分して)記載している
- 2 他の災害と編を分けずに記載している
- 3 特に記載していない →問2へ

付問1 地域防災計画の震災対策の内容についてホームページに掲載していますか。(○印は1つ)

- 1 掲載している
- 2 掲載していない

問2 地震被害想定調査を実施していますか。(○印は1つ)

- 1 実施している
- 2 実施していない →問3へ

付問1 地震被害想定調査(の結果)についてホームページに掲載していますか。(○印は1つ)

- 1 掲載している
- 2 掲載していない

付問2 個人住宅の被害量について、どのような予測をしていますか。(○印はいくつでも)

- 1 ゆれによる被害
- 2 液状化による被害
- 3 がけ崩れによる被害
- 4 出火による被害
- 5 延焼による被害
- 6 予測していない
- 7 上記以外の項目を予測している ()

付問3 個人住宅の収容物(家具類など)の被害量を予測していますか。(○印は1つ)

- 1 予測している
- 2 予測していない

付問4 地域防災計画に地震被害想定調査の結果を記載していますか。(○印は1つ)

- 1 記載している
- 2 記載していない

問3 地震により被害を受ける危険性の高い区域(住宅)について調査を行っていますか。(A)～(C)についてそれぞれお答えください。(○印はそれぞれ1つずつ)

実施している

実施していない

- (A) 地震による液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の調査 …………… 1 ----- 2
- (B) 地震による土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の調査 …… 1 ----- 2
- (C) 地震によるブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の調査 …… 1 ----- 2

問4 地震災害の防災マップ・ハザードマップ(地震によるゆれ・液状化・がけくずれ・延焼火災等の危険地域を表示した地図)を作成していますか。(○印は1つ)

- 1 作成している
- 2 作成していない →問5へ

付問1 防災マップ・ハザードマップの作成に住民は参加していますか。(○印は1つ)

- 1 参加している
- 2 参加していない

付問2 防災マップ・ハザードマップについて、住民にどのように広報していますか(○印はいくつでも)

1 全住民(全世帯)に配布している
2 行政窓口においている(希望者に配布している)
3 広報誌(定期発行)に掲載している
4 ホームページに掲載している
5 上記以外の方法で実施()
6 広報を実施していない

付問3 防災マップ・ハザードマップに次の情報は記載されていますか(A)～(D)についてそれぞれお答えください。(○印はそれぞれ1つずつ)

記載されている	記載されていない
---------	----------

- (A) 液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域(住宅)の分布 1 ----- 2
- (B) 土砂災害(がけくずれ等)の危険性が高い区域(住宅)の分布 1 ----- 2
- (C) ブロック塀の転倒・倒壊の危険性が高い区域(住宅)の分布 1 ----- 2
- (D) 予想される震度の分布 1 ----- 2

■ 住民の地震防災意識の向上につながる施策についておたずねします

問5 住民参加型の地震防災訓練を実施していますか。(○印は1つ)

1 定期的を実施している
2 定期的ではないが、必要に応じて実施している
3 実施していない

問6 地震防災についての社会教育活動(住民説明会、講習会など)を実施していますか。(○印は1つ)

1 定期的を実施している
2 定期的ではないが、必要に応じて実施している
3 実施していない

問7 地震防災に関する住民意識調査を実施していますか。(○印は1つ)

1 定期的を実施している
2 定期的ではないが、必要に応じて実施している
3 実施していない

問8 地震防災についての学校用学習教材を作成していますか。(○印は1つ)

1 作成している	2 作成していない
----------	-----------

■ 個人住宅の耐震診断・耐震改修(補強)工事についておたずねします

問9 個人住宅の耐震診断を援助する制度(費用の助成など)を実施していますか。(〇印は1つ)

- 1 実施している
- 2 市区町村が行う耐震診断の援助制度に費用を助成している
- 3 実施していない

→問10へ

付問1 耐震診断の援助制度の内容はどのようなものですか。(〇印は1つ)

- 1 耐震診断費用の全額を補助(無料耐震診断を実施)
- 2 耐震診断費用の一部を補助
- 3 上記以外の援助を実施 ()

付問2 耐震診断の援助制度について、住民にどのように広報していますか。(〇印はいくつでも)

- 1 広報誌(定期発行)に掲載している
- 2 ホームページに掲載している
- 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
- 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)
- 5 上記以外の方法で実施している ()
- 6 広報を実施していない

付問3 耐震診断の援助制度を利用できる個人住宅について、建物構造及び建築時期の制限はありますか(〇印は1つ)

- 1 制限を設けていない(全ての個人住宅が利用できる)
- 2 制限を設けている →よろしければ制限の内容を教えてください

例：昭和56年以前に建てられた、延べ床面積50㎡以上の木造建物

付問4 援助制度を利用して耐震診断を行う場合、行政から専門家を派遣していますか。(〇印は1つ)

- 1 行政から専門家(職員)を派遣し、耐震診断を実施
- 2 行政から専門家(職員以外)を派遣し、耐震診断を実施(建築士など)
- 3 上記以外のものを実施 ()
- 4 実施していない

付問5 耐震診断により住宅の耐震性能に不安(問題)があるという結果が出た場合に、その住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施していますか。(〇印は1つ)

- 1 実施している
- 2 実施していない

付問6 援助制度を利用した耐震診断の結果を把握(記録)していますか。(〇印は1つ)

- 1 全て把握している
- 2 一部を把握している
- 3 把握していない

付問7 耐震診断はどのような方法で行っていますか。(○印はいくつでも)

1	「わが家の耐震診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985)による診断方法
2	「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」(建設省住宅局監修, 1985)による診断方法
3	「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」 (建設省住宅局建築指導課監修, 1997)による診断方法
4	「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」 (建設省住宅局建築指導課監修, 1996)による診断方法
5	「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」 (建設省住宅局建築指導課監修, 1990, 2001)による診断方法
6	上記以外の独自の方法で診断 →よろしければ診断方法の概要を教えてください

付問8 耐震診断の援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(○印は1つ)

1 設定している	2 設定していない
----------	-----------

付問9 よろしければ耐震診断の援助制度の利用件数について教えてください。

《利用件数の実績》	例：平成13年度67件，平成14年度108件（累計243件）
《利用件数の目標》	*目標を設定している場合のみ回答

問10 個人住宅の耐震改修(補強)工事を援助する制度を実施していますか。(○印は1つ)

1 実施している
2 市区町村が行う耐震改修(補強)工事の援助制度に費用を助成している
3 実施していない

→問11へ

付問1 耐震改修(補強)工事の援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

1 耐震改修(補強)工事費用の全額を補助
2 耐震改修(補強)工事費用の一部を補助
3 耐震改修(補強)工事費用の全額を融資
4 耐震改修(補強)工事費用の一部を融資
5 耐震改修(補強)工事費用のための借入金の利子を補給
6 上記以外の援助を実施 ()

付問2 耐震改修(補強)工事の援助制度について、住民にどのように広報していますか(○印はいくつでも)

- | |
|-------------------------------------|
| 1 広報誌(定期発行)に掲載している |
| 2 ホームページに掲載している |
| 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している |
| 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している) |
| 5 上記以外の方法で実施 () |
| 6 広報を実施していない |

付問3 耐震改修(補強)工事の援助制度を利用する場合、事前に行政の援助制度による耐震診断を受ける必要がありますか。(○印は1つ)

- | | |
|---------|---------|
| 1 必要がある | 2 必要がない |
|---------|---------|

付問4 耐震改修(補強)工事の援助制度を利用する場合に、改修後の耐震性能の制限はありますか。(○印は1つ)

- | |
|---------------------------------|
| 1 制限を設けていない |
| 2 制限を設けている →よろしければ制限の内容を教えてください |
- 例：昭和56年制定の新耐震基準に適合すること

付問5 耐震改修(補強)工事の援助制度を利用できる個人住宅について、建物構造、建築時期及び耐震診断結果の制限はありますか(○印は1つ)

- | |
|---------------------------------|
| 1 制限を設けていない(全ての個人住宅が利用できる) |
| 2 制限を設けている →よろしければ制限の内容を教えてください |
- 例：耐震診断で「倒壊の危険がある」と判定された建物

付問6 耐震改修(補強)工事の援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(○印は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 設定している | 2 設定していない |
|----------|-----------|

付問7 よろしければ耐震改修(補強)工事の援助制度の利用件数について教えてください。

《利用件数の実績》 例：平成13年度67件、平成14年度108件(累計243件)

《利用件数の目標》 * 目標を設定している場合のみ回答

■ 個人住宅における家具類の地震被害の軽減につながる施策についておたずねします

問11 個人住宅における家具類の転倒防止対策(家具類の固定方法・配置方法の解説、転倒防止器具の紹介など)について、住民にどのように広報していますか。(〇印はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 広報誌(定期発行)に掲載している | |
| 2 ホームページに掲載している | |
| 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している | |
| 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している) | |
| 5 上記以外の方法で実施 (|) |
| 6 広報を実施していない | |

問12 個人住宅における家具類の転倒防止対策を援助する制度を実施していますか。(〇印は1つ)

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1 実施している | |
| 2 市区町村が行う家具類の転倒防止対策の援助制度に費用を助成している | |
| 3 実施していない | →問13へ |

付問1 家具類の転倒防止対策の援助制度の内容はどのようなものですか。(〇印はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 家具類の転倒防止器具を無料で配布 | |
| 2 家具類の転倒防止器具の購入費用の全額を補助 | |
| 3 家具類の転倒防止器具の購入費用の一部を補助 | |
| 4 上記以外の援助を実施 (|) |

付問2 家具類の転倒防止対策の援助制度について、住民にどのように広報していますか。(〇印はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 広報誌(定期発行)に掲載している | |
| 2 ホームページに掲載している | |
| 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している | |
| 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している) | |
| 5 上記以外の方法で実施 (|) |
| 6 広報を実施していない | |

付問3 家具類の転倒防止対策の援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(〇印は1つ)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 設定している | 2 設定していない |
|----------|-----------|

付問4 よろしければ家具類の転倒防止対策の援助制度の利用件数について教えて下さい。

《利用件数の実績》 例：平成13年度67件、平成14年度108件(累計243件)

《利用件数の目標》 *目標を設定している場合のみ回答

■ 個人住宅の地震被害の軽減につながる施策についておたずねします

問13 個人住宅におけるブロック塀の転倒防止対策(ブロック塀の改善・改築など)を援助する制度(費用の助成など)を実施していますか。(○印は1つ)

1 実施している	→問14へ
2 市区町村が行うブロック塀の転倒防止対策の援助制度に費用を助成している	
3 実施していない	

付問1 ブロック塀の転倒防止対策の援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

1 工事費用の全額を補助	6 上記以外の援助を実施
2 工事費用の一部を補助)
3 工事費用の全額を融資	
4 工事費用の一部を融資	
5 工事費用のための借入金の利子を補給	

付問2 ブロック塀の転倒防止対策の援助制度について、住民にどのように広報していますか。(○印はいくつでも)

1 転倒危険のあるブロック塀を有する住民(世帯)にのみ広報している)
2 広報誌(定期発行)に掲載している	
3 ホームページに掲載している	
4 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している	
5 上記以外の方法で実施 (
6 広報を実施していない	

付問3 ブロック塀の転倒防止対策の援助制度の利用件数について目標を設定していますか(○印は1つ)

1 設定している	2 設定していない
----------	-----------

付問4 よろしければブロック塀の転倒防止対策の援助制度の利用件数について教えて下さい。

《利用件数の実績》	例：平成13年度67件，平成14年度108件（累計243件）
《利用件数の目標》	*目標を設定している場合のみ回答

問14 液状化の危険性が高い軟弱地盤地域について、個人住宅の基礎強化工事や地盤強化工事に対する援助(費用の助成など)を実施していますか。(○印は1つ)

1 実施している	→問15へ
2 市区町村が行う住宅の基礎強化工事等の援助制度に費用を助成している	
3 実施していない	

付問1 住宅の基礎強化工事等の援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

1 工事費用の全額を補助	6 上記以外の援助を実施
2 工事費用の一部を補助)
3 工事費用の全額を融資	
4 工事費用の一部を融資	
5 工事費用のための借入金の利子を補給	

付問2 住宅の基礎強化工事等の援助制度について、住民にどのように広報していますか(○印はいくつでも)

1 液状化の危険性が高い軟弱地盤の区域の住民(世帯)にのみ広報している
2 広報誌(定期発行)に掲載している
3 ホームページに掲載している
4 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
5 上記以外の方法で実施 ()
6 広報を実施していない

付問3 住宅の基礎強化工事等の援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(○印は1つ)

1 設定している	2 設定していない
----------	-----------

付問4 よろしければ住宅の基礎強化工事等の援助制度の利用件数について教えてください。

《利用件数の実績》	例：平成13年度67件、平成14年度108件（累計243件）
《利用件数の目標》	*目標を設定している場合のみ回答

問15 宅地のがけくずれ防止工事に対する援助(費用の助成など)を実施していますか。(○印は1つ)

1 実施している
2 市区町村が行う宅地のがけくずれ防止工事の援助制度に費用を助成している
3 実施していない

→問16へ

付問1 宅地のがけくずれ防止工事の援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

1 工事費用の全額を補助	6 上記以外の援助を実施
2 工事費用の一部を補助)
3 工事費用の全額を融資	
4 工事費用の一部を融資	
5 工事費用のための借入金の利子を補給	

付問2 がけくずれ防止工事の援助制度について、住民にどのように広報していますか(○印はいくつでも)

1 がけくずれの危険性が高い区域の住民(世帯)にのみ広報している
2 広報誌(定期発行)に掲載している
3 ホームページに掲載している
4 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
5 上記以外の方法で実施 ()
6 広報を実施していない

付問3 がけくずれ防止工事の援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(○印は1つ)

1 設定している	2 設定していない
----------	-----------

付問4 よろしければ宅地のがけくずれ防止工事の援助制度の利用件数について教えてください。

《利用件数の実績》	例：平成13年度67件，平成14年度108件（累計243件）
《利用件数の目標》	*目標を設定している場合のみ回答

問16 土砂災害のおそれのある区域^(注)にある住宅の移転に対する援助を実施していますか。(○印は1つ)

(注) 建築基準法による災害危険区域，がけ地に関する条例で指定した区域，土砂災害特別警戒区域内など

1 実施している	→問17へ
2 市区町村が行う土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度に費用を助成している	
3 実施していない	

付問1 土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

1 移転費用の全額を補助	6 上記以外の援助を実施
2 移転費用の一部を補助)
3 移転費用の全額を融資	
4 移転費用の一部を融資	
5 移転費用のための借入金の利子を補給	

付問2 土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度について，住民にどのように広報していますか。(○印はいくつでも)

1 土砂災害の危険性が高い区域の住民(世帯)にのみ広報している
2 広報誌(定期発行)に掲載している
3 ホームページに掲載している
4 パンフレットを作成し，全住民(全世帯)に配布している
5 上記以外の方法で実施 ()
6 広報を実施していない

付問3 土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度の利用件数について目標を設定していますか(○印は1つ)

1 設定している	2 設定していない
----------	-----------

付問4 よろしければ土砂災害危険区域の住宅移転の援助制度の利用件数について教えてください。

《利用件数の実績》	例：平成13年度67件，平成14年度108件（累計243件）
《利用件数の目標》	*目標を設定している場合のみ回答

■ 自主防災組織に関連する施策についておたずねします

問17 自主防災組織への参加を呼びかける住民への広報を実施していますか。(○印はいくつでも)

- 1 広報誌(定期発行)に掲載している
- 2 ホームページに掲載している
- 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
- 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)
- 5 上記以外の方法で実施している ()
- 6 広報を実施していない

問18 自主防災組織の活動を支援する施策を実施していますか。(○印は1つ)

- 1 実施している
 - 2 市区町村が行う自主防災組織の活動を支援する施策に費用を助成している
 - 3 実施していない
- 問19へ

付問1 自主防災組織の活動を支援する施策の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

- 1 行政で作成した活動マニュアルを提供
- 2 活動マニュアルの作成を支援
- 3 自主防災組織が行う防災訓練に対して指導・助言
- 4 自主防災組織のリーダーの育成研修を実施
- 5 消火資器材等を現物支給
- 6 消火資器材等の購入費用の全額を補助
- 7 消火資器材等の購入費用の一部を補助
- 8 活動資金の全額を補助
- 9 活動資金の一部を補助
- 10 上記以外の援助を実施 ()

付問2 自主防災組織の活動を支援する施策について地域防災計画書に記載していますか(○印は1つ)

- 1 記載している
- 2 記載していない

付問3 自主防災組織の組織率について目標を設定していますか。(○印は1つ)

- 1 設定している
- 2 設定していない

付問4 よろしければ自主防災組織の組織率について教えてください。

《組織率の実績》

《組織率の目標》 *目標を設定している場合のみ回答

■ 地震時の火災危険の軽減につながる施策についておたずねします

問19 一般家庭での消火器の設置を呼びかける住民への広報を実施していますか。(○印はいくつでも)

- 1 広報誌(定期発行)に掲載している
- 2 ホームページに掲載している
- 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
- 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)
- 5 上記以外の方法で実施している ()
- 6 広報を実施していない

問20 一般家庭での消火器の設置に対する援助(費用の助成など)を実施していますか。(○印は1つ)

- 1 実施している
- 2 市区町村が行う一般家庭での消火器の設置に対する援助制度に費用を助成している
- 3 実施していない →問21へ

付問1 消火器の設置に対する援助制度の内容はどのようなものですか。(○印はいくつでも)

- 1 消火器を無料で配布
- 2 消火器の購入費用の全額を補助
- 3 消火器の購入費用の一部を補助
- 4 上記以外の援助を実施 ()

付問2 消火器の設置に対する援助制度について住民への広報を実施していますか(○印はいくつでも)

- 1 広報誌(定期発行)に掲載している
- 2 ホームページに掲載している
- 3 パンフレットを作成し、全住民(全世帯)に配布している
- 4 パンフレットを作成し、行政窓口においている(希望者に配布している)
- 5 上記以外の方法で実施している ()
- 6 広報を実施していない

付問3 消火器の設置に対する援助制度の利用件数について目標を設定していますか。(○印は1つ)

- 1 設定している
- 2 設定していない

付問4 よろしければ消火器の設置に対する援助制度の利用件数について教えて下さい。

《利用件数の実績》 例：平成13年度67件，平成14年度108件（累計243件）

《利用件数の目標》 *目標を設定している場合のみ回答

問21 市街地の延焼危険の軽減につながる施策を実施していますか。(A)～(G)についてそれぞれお答えください。(○印はそれぞれ1つつ)

実施して いる	実施して いない
------------	-------------

- (A) 市街地の建物の不燃化(木造密集地域の解消, 耐火建築物への建替促進など) 1 ----- 2
- (B) 市街地での空地の確保(細い街路の拡幅, 公園の整備など) 1 ----- 2
- (C) 市街地の延焼遮断帯の整備(幹線道路の整備, 沿道の不燃化など) 1 ----- 2
- (D) 消防活動が困難な地域の解消(狭い道路の解消) 1 ----- 2
- (E) 消防力の強化(消防車両の増強など) 1 ----- 2
- (F) 消防水利の整備((耐震性)防火水槽の整備, 水道の耐震化, プールの活用など) 1 ----- 2
- (G) 自主防災組織への可搬消防ポンプの整備 1 ----- 2

■ 最後に、独自に取り組んでいる地震防災施策などがありましたら以下にご記入下さい

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。
調査票の返信をお願い致します。

謝辞

本研究をまとめるにあたって多くの方にご協力いただきました。

特に，ご多忙のところアンケート調査にご協力いただきました地方自治体の防災担当者の方々に心より感謝いたします。

また，国際航業株式会社防災部，当機構リスク業務部研究グループ・火災地震保険部地震グループの方々には，全体を通して貴重なご意見をいただきました。厚く御礼申し上げます。

[研究担当者]

手塚 将芳	国際航業株式会社
鈴木 拓	国際航業株式会社
吉村 昌宏	損害保険料率算出機構
山口 亮	損害保険料率算出機構

地震保険研究 7
自治体による地震防災施策の調査
— 住宅地震被害軽減の視点から —

平成17年1月31日発行

発行 損害保険料率算出機構

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-9

TEL 03-3233-4418 (直通)

FAX 03-5281-1053

E-mail risk@nliro.or.jp

URL <http://www.nliro.or.jp/>

印刷 株式会社 三千和商工

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-13-9